

東日本大震災津波からの
復興の加速化に向けた
岩手県からの提案・要望書

平成25年6月26日

岩手県知事 達増拓也

目 次

I 復興の加速化のための最重要事項

I-1 人的支援とその財源措置

- 1 被災地復興のための人的支援・財源措置…………… 2
(全省庁)
- 2 農林水産業の早期復旧・復興に向けた人的支援…………… 4
(農林水産省・林野庁・水産庁・復興庁)
- 3 復興事業に伴う埋蔵文化財調査への人的支援…………… 5
(文部科学省)
- 4 警察官の緊急増員…………… 6
(総務省・警察庁)

I-2 復興財源の確保と自由度の高い財源措置

- 5 復興に要する費用の地方負担分に対する財源措置の充実・確保…………… 7
(財務省・総務省・復興庁・国土交通省)
- 6 地方の創意工夫を発揮するための「復興交付金」の柔軟な運用…………… 9
(復興庁・農林水産省)
- 7 社会資本整備総合交付金(復興)による全面的な財政支援の継続と予算枠の拡大等…………… 11
(復興庁・国土交通省)
- 8 被災地の繰越手続の簡素化と復旧・復興の進度に応じた予算配分…………… 13
(復興庁・財務省・国土交通省・林野庁・水産庁)

I-3 事業用地の円滑な確保に向けた特例措置

- 9 事業用地の円滑な確保に向けた特例措置…………… 15
(復興庁・国土交通省)

I-4 JR山田線及び大船渡線の早期復旧に係る国の支援

- 10 JR山田線及び大船渡線の早期復旧に係る国の支援…………… 17
(復興庁・総務省・国土交通省)

II 復興の加速化が必要な重要事項

II-1 横断的事項

- 11 原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実・強化及び被害に係る十分な賠償の実現・ 19
(文部科学省・経済産業省)
- 12 原子力発電所事故に伴う除染・廃棄物処理等への対応…………… 21
(環境省)
- 13 原子力発電所事故に伴う農林水産被害等への対応…………… 23
(農林水産省・林野庁・水産庁・復興庁)
- 14 復興特区制度の柔軟な運用…………… 28
(全省庁)

II-2 「安全」の確保

- 15 災害廃棄物等の処理に向けた支援…………… 29
(環境省・復興庁・財務省)
- 16 最終処分場の新設等に対する支援…………… 30
(環境省)
- 17 直轄事業の着実な推進と地方負担の軽減…………… 31
(復興庁・国土交通省)
- 18 国営「復興祈念施設」の事業化と高田松原津波復興祈念公園整備に係る全面的な財政支援…………… 32
(復興庁・国土交通省)
- 19 災害復旧事業の事業期間延長と適切な予算配分…………… 33
(復興庁・国土交通省)
- 20 復興のため新たに必要となる交通安全施設等の整備事業に関する財政措置…………… 34
(総務省・警察庁)
- 21 広域防災拠点整備に対する財政支援…………… 35
(内閣府・総務省)
- 22 いわて花巻空港と名古屋圏を結ぶ航空路線の維持・拡充…………… 36
(国土交通省)

Ⅱ-3 「暮らし」の再建

- 23 被災者の生活再建に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
(厚生労働省・内閣府・金融庁・国土交通省・復興庁・財務省・総務省)
- 24 災害公営住宅の整備に係る用地取得造成事業等の実施期間の延長・・・・ 40
(復興庁・国土交通省)
- 25 復興交付金による低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業(個人設置型)の基準額の引上げ等・・・・ 41
(復興庁・環境省)
- 26 地域公共交通確保維持改善事業における被災地事業の継続・・・・・・・・ 42
(国土交通省)
- 27 被災した事業者、労働者・離職者等への総合的な就業支援・・・・・・・・ 43
(厚生労働省)
- 28 医療提供施設や社会福祉施設等の復旧・復興に向けた支援・・・・・・・・ 44
(厚生労働省)
- 29 国民健康保険制度等における被保険者に係る一部負担金の免除及び保険料の減免に対する財政支援・ 46
(厚生労働省)
- 30 教育の復興に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
(文部科学省・復興庁)
- 31 復興事業に伴う埋蔵文化財調査への財政支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
(文部科学省・復興庁)
- 32 復興支援活動を行うNPO法人等への支援の継続・・・・・・・・・・・・ 50
(内閣府・復興庁)

Ⅱ-4 「なりわい」の再生

- 33 水産業の復旧・復興支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
(農林水産省・水産庁・復興庁)
- 34 農業・農村の復旧・復興支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
(農林水産省)
- 35 海岸防災林の復旧・整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
(総務省・農林水産省・林野庁)
- 36 被災企業等への支援策の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
(経済産業省)

37	仮施設の移設及び撤去費用への財政支援	57
	(復興庁)	
38	JST復興促進センターの継続設置及び復興促進プログラムの拡充	58
	(復興庁・文部科学省)	
39	観光復興に向けた支援策の拡充	59
	(国土交通省)	

III 新しい東北の創造に向けた重要事項

40	国際リニアコライダー(ILC)の誘致	60
	(文部科学省・復興庁・内閣府・経済産業省・国土交通省)	
41	いわて三陸国際海洋再生可能エネルギー研究拠点の構築	61
	(内閣官房・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省)	
42	三陸沿岸復興のための東北マリンサイエンス拠点形成事業の継続・拡充及び海洋研究拠点の形成	62
	(復興庁・文部科学省)	
43	再生可能エネルギー導入促進に向けた支援	63
	(経済産業省・農林水産省・環境省・復興庁)	

IV その他省庁別要望事項

内閣府	65
総務省	65
文部科学省	66
文化庁	66
厚生労働省	67
農林水産省	67
林野庁	67
水産庁	68
経済産業省	68
環境省	69
原子力規制委員会	69

東日本大震災津波からの復興の加速化 に向けた岩手県からの提案・要望書

未曾有の被害をもたらした東日本大震災津波から2年3か月が経過し、沿岸地域をはじめ県民が一丸となって復旧・復興に向けて取り組んでいるところですが、その被害の爪跡は、今もなお、被災地に色濃く残されている状況にあります。

本県においては、沿岸地域を中心に、現時点（5月31日現在）で、死者4,672人、行方不明者1,149人、家屋の流失・倒壊等、家屋被害も2万4千棟を超えており、被災地の方々にあつては、応急仮設住宅等での生活を余儀なくされるなど、依然として、厳しい状況に置かれております。

このような中、本県では、発災以来、国や関係市町村、さらには全国の皆様からの御支援と御協力のもと、平成25年度においては「復興加速年」として、過去最大規模となる当初予算を確保し、復旧・復興に向けた取組を力強く推進しておりますが、本県及び沿岸地域は、経済的にも財政的にも脆弱な地域であり、甚大な被害を受けた被災地では、引き続き国等の強力な支援が必要であります。

国におかれましては、「東日本大震災復興基本法」等の制定や復興庁の設置、さらには平成27年度までの5年間の復興財源フレームを総額25兆円に見直すなど、被災地の復興に向けて鋭意御尽力いただいているところですが、今後も、国費による充実した支援と地方負担も含む復興財源を確保するとともに、復興の加速化に向け、支障となっている現行制度の弾力的な運用を図り、引き続き、既存の枠組みを超える強力な復旧・復興対策に、全力を挙げて取り組まれますよう、強く要望いたします。

1 被災地復興のための人的支援・財源措置

《 要 望 事 項 》

復興事業を迅速かつ着実に行うためには、被災地のまちづくりや災害公営住宅の建設等ハード事業を担う技術職員及び用地買収を担当する職員をはじめ、被災者の心身の健康を守る保健活動等ソフト事業を担う人材など、各分野において専門的知識を有するマンパワーが必要となるため、その人員確保について、更なる強化を要望します。

1 人的支援及び国による総合的な調整機能の強化

復興事業が本格化する中で、さらにマンパワーが必要となることから、全国の地方公共団体、国等の関係機関による継続した人的支援とともに、国による関係機関等との総合的な調整機能を強化するよう要望します。

2 国による任期付職員の採用制度の創設

復興事業が本格化する中で、豊富な経験を有する即戦力が必要であることから、国、独立行政法人や民間企業を退職した職員を国において任期付職員として採用し、被災地方公共団体へ派遣する制度の創設について検討するよう要望します。

3 人的支援に係る財政措置の継続及び拡充

地方自治法に基づく中長期の派遣職員の受入れ経費及び東日本大震災津波への対応のために職員の採用を行った場合の経費については、その全額を震災復興特別交付税により措置することとされているが、平成 26 年度以降においても継続するよう要望します。

また、派遣職員のメンタルヘルスケアのための経費についても、震災復興特別交付税の対象とするよう要望します。

4 民間企業等からの人的支援の推進

民間企業等からの人的支援については積極的に推進すべきであることから、関係団体等への働きかけなど民間企業等の職員の円滑な受入れについて支援するよう要望します。

【現状と課題】

1 職員確保の状況

- (1) マンパワーの確保に向け、県OB職員を含む任期付職員の採用、退職者の再任用制度の積極的活用、他県応援職員の要請等に取り組み、前年度以上の人員を確保したが、復興事業が本格化する中で更なるマンパワーが必要。

≪岩手県における職員確保状況≫

年度	正規職員	任期付職員	他県応援職員	再任用職員	合計	不足数
H25	108人	171人	163人	44人	486人	▲110人
H24	88人	88人	139人	36人	351人	▲59人
増減	+20人	+83人	+24人	+8人	+135人	—

- (2) 職員不足を解消するため、国が地方自治体、関係機関及び企業等との総合的な調整機能を強化するよう要望するもの。

≪市町村における職員確保状況≫

年度	必要数	確保数	不足数	確保率
H25	516人	453人	▲63人	87.8%
H24	366人	321人	▲45人	87.7%
増減	+150人	+132人	—	—

2 人的支援に係る財政措置の継続及び拡充

派遣職員のメンタルヘルスケアのための経費については、一部は震災復興特別交付税の対象となっているが、被災自治体で採用した任期付職員の帰省旅費等については対象とされていない状況。

3 民間企業等からの人的派遣制度

H25.3.1付け総務省通知により、民間企業等の従業員を受け入れる際の身分取扱い等が示され、震災対応に従事させる場合、その経費は震災復興特別交付税により措置する旨明確にされた。

現時点で道路整備等に係る公社や公団職員の派遣について検討しているところであるが、県が単独で民間企業等に働きかけることは困難であることから、国が前面に立ち、関係団体等へ働きかけるなどの支援を要望するもの。

【県担当部局】総務部 人事課
政策地域部 市町村課

2 農林水産業の早期復旧・復興に向けた人的支援

《 要 望 事 項 》

1 水産業の早期復旧に向けた人的支援

漁港施設等の復旧工事や被災漁業者等への支援を迅速かつ的確に実施するため、他県からの職員派遣の調整など技術職員等の確保・増員のための支援を継続するよう要望します。

2 農業・農村の早期復旧・復興に向けた人的支援

農業生産基盤等の復旧工事や農村再興を着実に推進するため、他県からの職員派遣の調整など技術職員等の確保のための支援の継続を要望します。

【現状と課題】

1 水産業の早期復旧に向けた人的支援

○ 今後、更に、発注工事の現場監督業務が増大するとともに、残りの工事発注を進める必要があり、これまで以上に膨大な業務を行う必要。また、被災漁業者等に対する補助事業の実施に関しても繰越事業が多く、早期の復旧・復興に向けての支援強化が必要。

このため、更なる地方公共団体等の技術者派遣による人的支援が必要。

2 農業・農村の早期復旧・復興に向けた人的支援

○ 復興交付金を活用した被災農地と隣接する非被災農地との一体的なほ場整備や、農地海岸保全施設の復旧・整備など業務量は増大しており、平成 26 年度以降も復旧・復興工事が相当規模で継続する状況。

《 他都道府県からの職員派遣の状況 》

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度
1 水産業関係	13 都道府県 20 名	10 道府県 14 名
2 農業・農村整備関係	10 道府県 18 名 (別に知事会幹旋で 1 名)	10 道府県 22 名 (別に知事会幹旋で 1 名)

【県担当部局】農林水産部 漁港漁村課、農村計画課

3 復興事業に伴う埋蔵文化財調査への人的支援

《 要 望 事 項 》

1 復興事業に伴う埋蔵文化財調査への人的支援の拡充

復興事業に伴う埋蔵文化財調査について、発掘調査面積が大幅に増加する見込みであることから、人的支援を拡充し継続するよう要望します。

【現状と課題】

- 復興事業に伴う埋蔵文化財調査の増に対応するため、他県及び市町村等から派遣職員の支援を受けているところ。
- 平成 25 年度は、県全体で 25 名の専門職員の応援を受けているが、本格化している復興事業に係る発掘調査に対応するため、更なる人的支援が必要。

《 専門職員の派遣支援の状況 》

※各年度 4 月 1 日現在

派 遣 区 分	平成 24 年度	平成 25 年度
県外自治体 → 岩手県	10 人	8 人
県外市町 → 沿岸市町村	1 人	11 人
県内市村 → 沿岸市町村	3 人	3 人
県外財団法人→県埋蔵文化財センター	0 人	3 人
合 計	14 人	25 人

【県担当部局】 教育委員会事務局 生涯学習文化課

4 警察官の緊急増員

《 要 望 事 項 》

1 県警察官の緊急増員及び増員に係る財政措置の継続

復旧・復興過程における治安情勢に的確に対応し、被災地の安全・安心を確保するため、平成 26 年度以降においても、警察活動の基礎である警察官の緊急増員を継続するとともに、その経費について震災復興特別交付税による措置を継続するよう要望します。

【現状と課題】

- 被災地においては、警察署や交番・駐在所の損壊又は流失の被害を受けているほか、未だ多くの住民が応急仮設住宅に入居しているなど、地域コミュニティの崩壊による治安維持機能の低下が継続。
- 被災地における平成 24 年中の刑法犯の発生状況（認知件数）は、前年と比べ増加。今後も震災に便乗した悪徳商法や詐欺等の犯罪の発生が懸念されるなど、依然として厳しい治安情勢。
- 信号機等交通安全施設の復旧が長期化しているほか、復興対応車両等の増加に伴う渋滞や交通事故が発生。被災地における平成 24 年中の人身交通事故の発生状況は、前年と比べ減少したものの、物件交通事故が増加傾向にあるなど、依然として厳しい交通情勢。

《緊急増員された警察官の人数》

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
130 人	130 人	70 人

《被災地を管轄する 3 警察署（大船渡・釜石・宮古）における刑法犯及び人身交通事故の発生状況》

区 分	平成 23 年	平成 24 年	増 減	特 記 事 項
刑法犯の発生状況 （認知件数）	547 件	666 件	119 件	特に窃盗犯が増加しているほか、仮設住宅において器物損壊や粗暴犯も発生
人身交通事故の 発生状況	462 件	349 件	△113 件	人身交通事故は減少したが、物件交通事故が増加傾向

【県担当部局】警察本部 警務課

5 復興に要する費用の地方負担分に対する 財源措置の充実・確保

《 要 望 事 項 》

1 地方負担分に対する財源措置の充実・確保

大震災津波からの復旧・復興事業であっても補助の対象とならない事業や震災の影響で見直しを要する各種公共インフラ整備の調査費などの地方単独事業の負担分が存在しており、今後の復興に支障を及ぼさぬよう、被災地の財政需要の変化等を的確に捉え、地方単独事業を含む地方負担分に対する財源措置の充実・確保を継続的に図るよう要望します。

2 取崩し型復興基金の追加的な財源措置

平成 23 年度に創設された「取崩し型復興基金」について、今後具体化が進む被災地域のまちづくりの進捗に応じた地域経済の振興に向けた事業に活用できるよう、追加的な財源措置を要望します。

3 「復興枠」の確保による社会資本整備費の重点投資

被災地の早期復興に向けて、「復興枠」による別枠での予算を確保するとともに、被災地に社会資本整備費を重点投資するよう要望します。

併せて、復興事業等に対する地方負担について、平成 26 年度以降も全面的な財源措置を継続するよう要望します。

【現状と課題】

1 地方負担分に対する財源措置の充実・確保

- 大震災津波からの復旧・復興事業や震災の影響で見直しを要する各種公共インフラ整備の調査費などの地方単独事業が存在しており、財源に係る支援がない状況。

<主な地方単独事業>

- 被災中小企業重層的支援事業費
- 都市計画調査費
- 復興計画推進費

2 取崩し型復興基金の追加的な財源措置

- 本格復興に向け、各種復興事業の進捗に応じた事業化が必要であるが、想定される事業は、配分を受けた震災復興特別交付税の額を大きく上回っている状況。

《取崩し型復興基金の活用状況》

積立額		活用額（見込み）	
①基金創設のための特別交付税	420 億円	①市町村への交付金	425 億円
②追加措置（平成 24 年度補正）	215 億円	②平成 23 年度（実績）	17 億円
③その他	90 億円	③平成 24 年度（当初予算額）	56 億円
		④平成 25 年度以降（見込み）	343 億円
合 計	725 億円	合 計	841 億円

- 積立額に対し、116 億円の財源不足
- 想定どおり事業を実施した場合、平成 27 年度に基金が枯渇する見込み

<主な活用事業>

【安全】

- 再生可能エネルギー導入促進事業
（沿岸被災地の一般住宅等への太陽光発電の導入経費を補助）

【暮らし】

- 被災者住宅再建支援事業費補助
（自宅再建費用を補助）

【なりわい】

- 中小企業被災資産復旧事業費補助
（被災した中小企業の資産の復旧費用を補助）

【県担当部局】 総務部 財政課
復興局 総務企画課
県土整備部 県土整備企画室

6 地方の創意工夫を発揮するための 「復興交付金」の柔軟な運用

《 要 望 事 項 》

1 復興交付金事業の確実な予算措置

被災地域の復興のために必要な取組が確実に実施されるよう、復興が完了するまでの間、復興交付金事業の確実な予算措置を要望します。

2 複数年度分の一括交付と柔軟に対応できる予算の確保

復興のための事業は単年度で終わるものではないことから、複数年度分を一括して交付するとともに、資材高騰等による事業費の増額に対応できる予算を確保するよう要望します。

3 間接補助事業制度等の見直しによる効率化

被災地域農業復興総合支援事業等、県を経由する間接補助事業については、市町村における事業の迅速かつ柔軟な実施と事務負担の軽減を図るため、市町村への直接補助事業とするよう要望します。

また、県の基金に積み立てられた交付金を、市町村の基金に移し替える仕組みを創設するよう要望します。

4 効果促進事業の対象拡大と運用の改善

効果促進事業については、採択される事業が限られていることから、その拡大を要望します。

また、一括配分された分についても事実上、事業着手前に担当省庁へ個別事業への使用の可否の判断を求める取扱いとなっており、一括配分の目的である使い勝手の向上につながっていないことから、事業後の提出等で足りるよう運用の改善を要望します。

5 復興交付金事業の対象拡大

復興交付金は基幹事業として5省40事業を交付対象としていますが、「なりわい」の再生に資する事業がないなど、県が復興計画で掲げている全ての復興事業が対象とはなっていないことから、交付対象を拡大するよう要望します。

6 事務手続きの簡素化

被災市町村の事務負担をさらに大きくしないためにも、復興交付金事業計画作成に係る事務手続きの簡素化等を図るよう要望します。

【現状と課題】

1 確実な予算措置及び複数年度分の一括交付

- 復興交付金の事業期間は、制度要綱に基づき平成27年度までとされており、その後の復興が完了するまでの予算措置の担保がないこと。
- 復興交付金事業は実質的に単年度毎の交付であり、事業の進捗に応じてその都度復興庁の査定が必要であるため、申請事務が負担。
また、事業完了までの事業費の配分がないため、事業の見通しが立てにくい状況。

2 間接補助事業制度等の見直しによる効率化

- 漁業集落防災機能強化事業については、市町村への直接補助と県を經由しての間接補助の選択制が認められたが、被災地域農業復興総合対策事業等については、県の間接補助のまま。
- 選択制が認められた事業について、これまでの間接補助に係る既配分は、県の基金に積み立てられたままの状況。

3 効果促進事業の対象拡大と運用の改善

- 効果促進事業は、基幹事業と関連し、用途の自由度の高い資金として創設されたが、採択基準が明確でなく、構想段階で否とされるものがある状況。
- 本県の要望により、県への一括配分等の一定の見直しが行われたところであるが、広域的な事業を行う場合、必要性の観点から、基幹事業との関連性について柔軟に判断し、事業実施できるようにすべき。

4 復興交付金の交付対象拡大

- 復興交付金の交付対象事業は、基幹事業の5省40事業及び当該基幹事業に関連する効果促進事業に限定されており、県や市町村の復興計画に掲げられた全ての事業が対象にはなっていない。
(例：企業誘致のための用地取得・造成等、海水浴場の復旧など)

【県担当部局】復興局 総務企画課
農林水産部 農業振興課

7 社会資本整備総合交付金（復興）による 全面的な財政支援の継続と予算枠の拡大等

《 要 望 事 項 》

本県の社会資本に係る復興事業のうち、市町村の復興まちづくりと一体となって整備する防潮堤、水門等の海岸保全施設や港湾施設、災害に強く信頼性の高い交通ネットワークの構築に向けた道路整備等は、社会資本整備総合交付金（復興）で実施しているところです。

本事業は、復興交付金とともに、本県の復興に欠かすことのできない事業であることから、次の事項について要望します。

1 全面的な財政支援の継続

防潮堤、水門等の海岸保全施設や港湾施設、災害に強く信頼性の高い交通ネットワークの構築に向けた道路整備等について、これらの復興事業が完了するまでの間、全面的な財政支援を継続するよう要望します。

2 予算枠の拡大

今後、被災地では復興事業のピークを迎えることから、復興の進度に応じて予算枠を拡大するよう要望します。

3 対象事業の拡充

「著しい被害を受けた」地域の復興まちづくりに必要な事業のうち、復興交付金の対象とならない事業は、社会資本整備総合交付金（復興）の対象とするよう、対象事業の拡充を要望します。

4 基金型の創設

復興交付金同様、弾力的な予算執行を可能とするため、現行の単年度型に加え基金型を創設し、地方公共団体が選択できるよう要望します。

【現状と課題】

1 全面的な財政支援の継続

- 平成 23 年度第 3 次補正予算以降、社会資本整備総合交付金（復興）に係る地方負担は震災復興特別交付税で措置されており、平成 26 年度以降も継続した財政支援が必要。

2 予算枠の拡大

- 本県の社会資本整備総合交付金（復興）のピークは平成 26 年度の見込み。（平成 25 年 5 月時点）

	H23	H24	H25 当初	H26 見込	H27 見込	H28-H30 見込
事業費	8 億円	173 億円	174 億円	約 400 億円	約 310 億円	約 870 億円

※H26 以降の金額は、現在の社会資本総合整備計画に記載している県事業のみ。

3 対象事業の拡充

- 「著しい被害を受けた」地域で復興まちづくりに必要な事業であっても、復興交付金の対象とされないケースがあるため、復興交付金の対象とするよう求める一方で、仮に復興交付金の対象とされない場合は、社会資本整備総合交付金（復興）として実施可能とすること。

4 基金型の創設

- 復興に必要とする予算は、被災地の復旧・復興の進度に応じて大きく変動することから、必要な予算を確実に確保し、多年度にわたって機動的な支出を行える基金型の創設が必要。

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室

8 被災地の繰越手続の簡素化と 復旧・復興の進度に応じた予算配分

《 要 望 事 項 》

1 被災地の繰越手続の簡素化

平成 24 年度予算の被災地の事故繰越手続について、平成 23 年度予算と同様の簡素化を継続するよう要望します。

2 被災地の復旧・復興の進度に応じた予算配分

平成 24 年度予算のうち、やむを得ず執行不可能となった予算については、後年度において国が再度予算を計上するとともに、被災地の復旧・復興の進度に応じた予算配分措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 被災地の繰越手続の簡素化

- 被災地では、平成 24 年度予算を翌年度に繰り越して事業執行しているが、マンパワー不足をはじめ、用地取得難航や資材不足等の課題が複合的に発生し、平成 25 年度内の完了が遅れる見込み。
- 平成 23 年度補正予算は、第 4 回復興推進会議（平成 24 年 11 月）で「事故繰越手続等々の簡素化」を合意。
- 事故繰越手続は膨大な事務が発生することから、平成 24 年度予算も平成 23 年度補正予算と同様の簡素化が必要。

《参考》「事故繰越手続等々の簡素化」の主な内容

- ①繰越理由書 ⇒ 必要最低限の事項を記載する簡易な様式を作成し 1 枚で全てを完結
- ②添付資料 ⇒ 事業概要・工程表・図面・契約書類等の添付を全廃
- ③ヒアリング ⇒ 財務局ヒアリングを全廃

2 被災地の復旧・復興の進度に応じた予算配分

- 現行の繰越制度では、当初予定していた工程から大幅な遅れが生じ、平成 25 年度内においても支出負担行為ができない場合は、不用残額にせざるを得ない状況。

《参考》本県の繰越状況（県土整備部・農林水産部分、国費ベース）

	県土整備部	農林水産部 (水産庁所管分(公共))	合 計
H23⇒H25 事故繰越	9,207 百万円	57,133 百万円	66,340 百万円
H24⇒H25 明許繰越	19,857 百万円	4,198 百万円	24,055 百万円

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室
農林水産部 水産振興課、漁港漁村課

《 要 望 事 項 》

3 復興事業の進捗状況を踏まえた財政措置

平成 23 年度補正予算を活用した復興事業のうち平成 25 年度に事故繰越をした予算について、年度内に完了できず、やむを得ず執行不可能となった場合は、国が後年度に再度予算を計上するなどの措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 北上市に整備する合板工場は、国の木材加工流通施設等復旧対策事業により行っているが、新たな事業用地の確保などに相当の日数を要したため、平成 24 年度から平成 25 年度へ事故繰越をしたところ。
- 復旧・復興工事の本格化に伴い建設関係の人手不足や資材不足が顕在化しているほか、全国各地で木質バイオマス発電施設の建設が増加し、発電用ボイラー設備の納入に相当の日数を要する状況であることから、年度内の工事完成が懸念。
- 現行制度では繰越に制限があるため、年度内に完了できない場合、被災地の復旧・復興に必要な不可欠な施設の完成が危ぶまれるところ。

【県担当部局】 農林水産部 林業振興課

9 事業用地の円滑な確保に向けた特例措置

《 要望事項 》

復旧・復興事業に要する用地の確保については、国の「住宅再建・復興まちづくりの加速化措置」により、土地収用手続の効率化など一定の措置が講じられたところではありますが、今後、用地取得の本格化に伴い同時期に多数の事業が集中し、膨大な労力と時間が必要と見込まれます。

については、用地取得を加速化し、復旧・復興事業を円滑に進めるため、次の事項について要望します。

1 土地収用手続の迅速化

(1) 土地収用法第 20 条に定める事業認定手続の迅速化

今後用地取得に向けた取組が本格化する道路事業についても、防潮堤事業と同様に事業認定手続の迅速化が図られるよう要望します。

(2) 土地収用法第 122 条に定める緊急使用の対象拡大

防潮堤等の海岸保全施設は、住民の生命及び財産を守るため早急に整備する必要があることから、恒久的な施設を整備する事業についても土地収用法第 122 条に基づく緊急使用の対象とするよう要望します。

(3) 土地収用法第 123 条に定める緊急使用許可期間の更新

復旧・復興事業に係る裁決申請等については、所有者不明をはじめ様々な事由による案件が同時に多数見込まれ、裁決までに時間を要することが懸念されることから、現行の許可期間（6 か月）の更新を可能とするよう要望します。

2 所有者不明土地等の特例措置

復旧・復興事業用地のうち所有者が不明等により取得手続に時間を要する土地については、当該土地の管理・処分権限等を市町村に付与するなどの特例措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 用地取得を要する復旧・復興事業の状況

- 防潮堤事業に加え、道路事業等で同時期に多数の用地取得が必要。

分野	用地取得 必要地区数	整備完了予定年度 (平成 25 年 4 月 25 日現在)
一般海岸・港湾海岸	46	平成 27 年度
農地海岸・林野海岸	10	平成 27 年度 (高田松原地区：平成 30 年度)
漁港海岸	24	平成 27 年度
復興支援道路・復興関連道路	19	平成 28 年度～平成 30 年度
まちづくり連携道路等	32	平成 30 年度
災害公営住宅	38	平成 26 年度
合計	169	

2 権利者調査の状況

- 取得予定用地の約 4 割 (1,609 件) に所有者不明や相続未処理等の懸案事項が存在。
- 特に、相続未処理が多数 (668 件) 存在しており、権利調整の長期化が懸念。
- 今後、相続調査や用地交渉の進展により、所有者不明土地の増加や、土地収用法に基づく収用件数の増加も懸念 (事業認定申請件数：現時点では防潮堤事業で 25 件の見込み)。

地区数	件数	懸案件数 (平成 25 年 5 月末現在)							懸案 割合
		所有者不明	行方不明	共有 (複数所有者)	相続未処理	抵当権等	重複調整	合計	
123	4,518	33	32	238	668	738	△100	1,609	35.6%

※ 用地取得が必要な 169 地区のうち、民地取得を要する 123 地区の権利者調査を実施

3 土地収用法における緊急使用制度の概要

項目	内容	許可権限	許可期間
第 122 条 (非常災害の際の土地の使用)	非常災害の際の土地の使用で公共の安全を保持するために事業を特に緊急に施行する必要がある場合 (暫定的・臨時応急的な事業に限定されるとの解釈)	市町村長 (県事業の場合は市町村長への通知で可)	6 か月以内 (更新可能)
第 123 条 (緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用)	既に裁決申請が行われている土地について、事業を緊急に施行する必要がある場合に、明渡裁決を待っていたのでは公共の利益に著しく支障を及ぼすおそれがあるとき	収用委員会	6 か月以内 (更新不可)

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室

10 JR山田線及び大船渡線の早期復旧に係る国の支援

《 要 望 事 項 》

1 鉄道復旧に伴う費用負担の取扱い

東日本旅客鉄道株式会社が鉄道復旧を行うに際し、県及び市町のまちづくりに伴う原状復旧と比べて増加する費用について、地域の復興に対する支援という観点から、沿線自治体の実質的な負担がないよう、復興交付金の対象とすることを要望します。

2 復興交付金対象外となる箇所における費用負担の取扱い

復興交付金の対象とならない部分がある場合についても、震災復興特別交付税の措置又は取崩し型復興基金の積み増しの措置を行うよう要望します。

3 東日本旅客鉄道株式会社への復旧に関する指導・助言等の措置

JR線復興調整会議などで議論を加速させ、鉄道復旧に向けた環境整備を進め、東日本旅客鉄道株式会社に対し、鉄道による復旧を早期に決定するよう、必要な指導・助言等の措置を講じることを要望します。

4 東日本旅客鉄道株式会社への早期再開に関する指導・助言等の措置

東日本旅客鉄道株式会社に対し、被害の少なかった箇所から早期に整備を始め、整備後は直ちに運行を再開するよう、必要な指導・助言等の措置を講じることを要望します。

【現状と課題】

1 鉄道復旧に伴う費用負担及び復興交付金対象外となる箇所における費用負担の取扱い

- J R 東日本㈱は、津波からの安全の確保、まちづくりとの整合性（道路や河川との交差を含む）、費用負担が課題であるとし、鉄道復旧にはこれらの解決が必要との考え。
特に費用負担に関し、原状復旧費用については自社負担の意向を示しているものの、まちづくりに伴う復旧費用については、国等の支援を求めている状況。

2 東日本旅客鉄道株式会社への復旧に関する指導・助言等の措置

- 三陸鉄道は国の全面支援を受け、平成 26 年 4 月に全線再開を予定しているものの、J R 山田線、大船渡線については、未だ復旧の方針が決定していない状況。
- J R 東日本㈱は、J R 山田線の復旧に当たっては地元の利用促進策を検討するよう、地元自治体に対して要請している状況。

3 東日本旅客鉄道株式会社への早期再開に関する指導・助言等の措置

- J R 大船渡線の陸前矢作～気仙沼間は被害が極めて小さいことから、早期に運行を再開するよう、地元住民や自治体の強い要望があるもの。

≪ J R 山田線・大船渡線の被害状況 ≫

- J R 山田線（宮古～釜石間 55.4 km）及び大船渡線（盛～気仙沼間 43.7 km）は、東日本大震災津波により、駅舎、線路、橋梁の流失・損壊など、甚大な被害を受け、現在も運休中。

路線名	駅舎流失	浸水区間	線路流失	橋梁流失	盛土流出
山田線	4 駅／13 駅 (30.8%)	21.7 km／55.4 km (39.2%)	6.3 km／55.4 km (11.4%)	6 箇所	10 箇所
大船渡線	6 駅／12 駅 (50.0%)	21.4 km／43.7 km (49.0%)	15.2 km／43.7 km (34.8%)	3 箇所	2 箇所

【県担当部局】 政策地域部 地域振興室

11 原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実・強化 及び被害に係る十分な賠償の実現

《 要 望 事 項 》

1 県及び市町村が放射線影響対策に要した経費について

原子力発電所事故に伴う放射線影響対策は、本来国の責任において実施するべきものであることから、県及び市町村の負担とならないよう、全面的な対応を講じることを要望します。

また、県及び市町村が負担した放射線影響対策に要した費用について、十分な賠償が速やかに行われるよう東京電力株式会社を指導するなど、必要な措置を講じることを要望します。

2 被害の実態に即した十分な賠償の実現

出荷制限等による直接的な被害や風評被害に加え、事業継続のために必要な生産サイクルの回復や消費者の信頼回復等への対応を含めた全ての損害について、実態に即した十分な賠償が速やかに行われるよう東京電力株式会社を指導するなど、必要な措置を講じることを要望します。

3 原子力損害賠償に係る短期消滅時効の特例について

東京電力株式会社に対し、原子力発電所事故による全ての損害賠償について、消滅時効の援用権を行使しないことを明確に示すよう指導することを要望します。

また、全ての被害者にとって不利益が生じることがないように、当該事故の賠償請求権について民法第724条前段を適用しないこととする特別立法など、抜本的な救済措置等を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 県及び市町村が放射線影響対策に要した経費について

- 県は、放射線影響対策に要した経費について、三度にわたり東京電力㈱に対して損害賠償請求を行っているが、請求総額 880 百万円に対し支払額は 31 百万円（3.5%）にとどまっている状況。
- 国の中間指針は、地方公共団体の損害についても賠償対象になるとしているが、東京電力㈱の対応は極めて消極的。

《具体例》

- ・地方公共団体の判断で実施した放射線影響対策は、必要かつ合理的な範囲を越えているとして基本的に賠償対象外
- ・政府指示等に基づく測定であっても、測定準備や結果公表など地方公共団体に裁量の余地があるとされた測定前後の工程や、測定機器の維持管理費等は賠償対象外
- ・空間放射線量の測定等は、安全性が確保されているとして賠償対象期間を H23 年 12 月までに限定

2 被害の実態に即した十分な賠償の実現

- 東京電力㈱は、損害賠償の実施に当たり国の中間指針に従うとしながらも、賠償対象期間や賠償対象範囲について制限的な運用を行っており、被害者が十分な賠償を受けられない状況。

《制限的な運用の例》

- ・ J A グループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策岩手県協議会による請求の一部について、請求額の 50%相当が翌月に仮払いされているが、本賠償までに数カ月を要していること
- ・被害者が原発事故前を上回る収入を得た時点で風評被害が終結したとみなし、一律に賠償打ち切り
- ・大豆の放射性物質の吸収抑制対策に要した経費について、本県全域を賠償対象とすることに難色

3 原子力損害賠償に係る短期消滅時効の特例について

- 東京電力㈱は、民法第 724 条で定める 3 年の短期消滅時効完成をもって一律に賠償請求を断ることはないとしているが、当該見解は東京電力㈱の一方的な運用・解釈等によることから、被害者が不安定な地位にあることに変わりはなく、最短で事故から 3 年後の平成 26 年 3 月 11 日に請求権が失われる可能性は否定できない状況。
- 平成 25 年 4 月、原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介申立てにより時効の進行が中断される特例法案が閣議決定されたが、東京電力㈱との賠償内容に合意できない全ての被害者が時効完成前に和解申立てを行うことは困難であり、被害者の地位をより安定的に保護する措置が必要。

【県担当部局】総務部 総務室

12 原子力発電所事故に伴う除染・廃棄物処理等への対応

《 要 望 事 項 》

1 農林業系副産物の処分

農林業系副産物の処分に複数年を要する市町村があることから、焼却処理に向けた前処理や最終処分施設での処理に必要な費用の支援措置を次年度以降も継続するとともに、地域の実情に応じた内容とするよう要望します。

2 道路側溝汚泥等の処分

汚染状況重点調査地域において、除染等により生じる道路側溝汚泥等の廃棄物の処分を促進するため、具体的かつ効果的な撤去及び処理方法を提示するよう要望します。

3 汚染状況重点調査地域への財政支援

汚染状況重点調査地域においては、汚染濃度や除染実施区域内外にかかわらず、除染等撤去に要する経費や地域で必要となるコンクリート構造等一時保管施設の整備に対する経費への財政支援を講ずるよう要望します。

4 除去土壌の処理基準の策定

地域住民の理解醸成が図られる、除去土壌の処理基準を速やかに定めるよう要望します。

5 除染の促進

住宅等の除染について、地域の実情に応じた効果的な除染方法を補助対象にし、処理を促進するよう要望します。

6 住民不安の解消

円滑な除染や廃棄物処理、一時保管施設の整備に当たっては周辺住民の理解醸成が不可欠であることから、国が放射性物質への住民不安の解消に万全を期するよう要望します。

【現状と課題】

1 農林業系副産物の処分

- 放射性物質に汚染された農林業系副産物は約 42,000 t 保管されており、市町村等の焼却処理施設において焼却灰濃度を低レベル（8,000Bq/kg 以下）に抑制し、既存の管理型最終処分場に処理することとしているため、処理が長期に及ぶ状況。
- 一方で、焼却処理の財政支援が本年度までであること、老朽化等により処理できない施設があること、牧草裁断などの前処理施設や放射能測定機器が整備されていないなど、課題が山積。

2 道路側溝汚泥等の処分

- 道路側溝汚泥の撤去に当たり排水処理対策などが求められているが、具体の処理スキームが示されておらず、現場で処理が進んでいない状況。

3 汚染状況重点調査地域への財政支援

- 除染実施計画区域内での一時保管場所の構造については、フレコンバック等簡易な構造しか補助対象とされておらず住民不安の解消につながらないことや、除染実施計画区域外で高濃度の道路側溝汚泥が確認されているものの、除染実施に当たっての財政支援がない状況。

4 除去土壌の処理基準の策定

- 放射線汚染対処特措法において、除染土壌の処分基準を定めることになっているが、未だ基準が定められておらず、現場での処理が滞っている状況。

5 除染の促進

- 放射線量低減対策特別緊急事業（補助事業）における戸建て住宅の除染に係る補助対象が壁面や雨樋の清掃などに限られており、地域の実情に応じた効果的な除染方法が補助対象となっていないことから、現在実施中のモデル除染実施結果を踏まえ、効果的な除染方法を補助対象に加える必要。

6 住民不安の解消

- 国が直接地域住民に対し放射線対策に係る説明会を行っておらずコミュニケーションを図っていないこと、除染土壌や道路側溝汚泥等の処理の見通しが立たないこと、一時保管場所の構造が簡易なものしか補助対象とされていないことなど、住民不安の解消につながらず現場での処理が滞っている状況。

【県担当部局】（除染に関すること） 環境生活部 環境保全課
（廃棄物に関すること） 環境生活部 資源循環推進課

13 原子力発電所事故に伴う農林水産被害等への対応

《 要 望 事 項 》

1 畜産農家の経営安定対策等

原子力発電所事故により発生した放射性物質は、公共牧場や採草地などの自給飼料基盤に大きな被害をもたらしていることから、畜産業の再生を確実に成し遂げるため、東日本大震災農業生産対策交付金の継続と拡充を要望します。

【現状と課題】

- 県では、平成 24 年度より東日本大震災農業生産対策交付金を活用し、畜産業の再生に取り組んでいる状況。
- 平成 26 年度は、暫定許容値以下であるが食の安全・安心の観点から実施する牧草地の除染（いわて型牧草地再生対策事業）など畜産業の再生に係る経費が増加する見込みであり、交付金の継続と拡充が必要。

《東日本大震災農業生産対策交付金のうち畜産復興に要する経費》 (単位：千円)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
要望額 ①	1,040,000	2,969,066	3,114,493
交付額 ②	125,673	(未定)	(未定)
充足率(②/①)	12.1%	(未定)	(未定)
参考：国の予算額	2,899,000	10,427,000	(未定)

【県担当部局】農林水産部 畜産課

《 要 望 事 項 》

2 原木しいたけ生産者の経営安定対策

- (1) 放射性物質の影響による出荷制限や風評被害等で経営が悪化している原木しいたけ生産者を支援するため、損害賠償金が支払われるまでの間のつなぎ融資などの経営安定対策を講じるよう要望します。
- (2) 原木しいたけ産地の再生を促進するため、きのこ原木の確保や新たなほだ木の造成に要する経費、人工ほだ場や簡易ハウス等の栽培施設の整備に要する経費について全面的に支援するよう要望します。
- (3) 露地栽培の原木しいたけの出荷再開に向け、早期に生産工程管理の内容を決定するとともに、生産工程管理に取り組むため新たに生じる経費について全面的かつ継続的に支援するよう要望します。

【現状と課題】

- (1) 県は、出荷自粛及び自主回収を要請された市町村の生産者や風評被害を受けた生産者に、しいたけ栽培等に必要な当座のつなぎ資金としての支援金を全額県で融資しているが、国による同様の支援が必要。(原木しいたけ経営緊急支援資金貸付金 H25 予算：717,970 千円)
- (2) 出荷制限等を受けたしいたけや使用自粛となった原木・ほだ木の仮保管や落葉層除去(ほだ場環境整備)に要する経費を全額県で措置しているが、国による同様の支援が必要。(きのこ原木等処理事業 H25 予算：346,621 千円)
また、人工ほだ場や簡易ハウス等の栽培施設整備に要する経費についても、生産者負担のない支援が必要。(特用林産施設体制整備事業 H25 予算：13,968 千円、負担区分：国 1/2 生産者 1/2)
- (3) 平成 25 年 3 月 29 日付けで「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン案」が国から示されているが、成案となっていない。
また、生産工程管理の実施により予想される新たな経費負担に対し、国による継続した支援が必要。

【県担当部局】 農林水産部 林業振興課

《 要 望 事 項 》

3 水産物被害等への対応

- (1) 水産物の放射性物質検査に関しては、引き続き、国の主導と全面的な経費負担により、検査実施体制を維持するよう要望します。
- (2) 出荷制限指示の対象水域については、放射性物質の検査結果等に基づき分割解除するなど、早期に利用再開が図られるよう要望します。

【現状と課題】

- (1) 水産物の安全性を確認し、生産者や消費者に対して正確な情報提供を行うためには、引き続き、漁獲物等の放射性物質検査の実施が必要であり、都道府県の水域を跨いで移動する水産物に関しては、国による検査実施体制の維持が必要。
- (2) 国による出荷制限が指示された水域において、その後の放射性物質検査の結果、食品衛生法上の基準値を下回る測定値が増えてきていることから、検査結果や対象魚種の生態などに基づき、水域を合理的に分割するなど、速やかに出荷制限を解除し、漁業者や遊漁者等による水域の利用を早期に再開する必要。

【県担当部局】農林水産部 水産振興課

《 要 望 事 項 》

4 風評被害の防止等

- (1) 牛肉や原木しいたけなどの農林水産物の安全性に係る正確な情報提供やPR活動等を継続して行うよう要望します。
- (2) 県、市町村、団体等が取り組む風評被害対策に要する経費について、全面的かつ継続的に支援するよう要望します。

【現状と課題】

- (1) 食品取扱業者の中には、流通・販売段階において、国の基準値以下の独自の規制値を設けたり、岩手産品の取引を中止するなどの風評被害や、消費者においてもセシウム濃度が全くない物を要望するなど、食品の安全性に係る誤解もあることから、基準値以下の食品の安全性や、市場には基準値を超過する農林水産物が出回らないことなど、消費者等に正しく認識していただくため、的確な情報発信と対話（リスク・コミュニケーション）を継続的に行う必要がある。
- (2) 県においては、失われた販路の回復と拡大を図る取組の継続に多額の経費が必要となっている。消費者庁では「地方消費者行政活性化交付金」を活用した風評被害防止のための事業が示されたが、平成26年度以降の事業の継続性は不透明である。原発事故の影響が長期化する中、自治体や関係団体では、長期にわたる継続的な風評被害対策の取組が必要となっており、その財政負担も拡大していることから、今後も継続的な国の助成措置をお願いしたい。

【県担当部局】農林水産部 流通課

《 要 望 事 項 》

5 放射性物質の影響防止対策

- (1) 農産物及び特用林産物の放射性物質の吸収抑制技術を早期に確立するよう要望します。
- (2) 生産者が放射性物質の吸収抑制対策に取り組むため新たに生じる経費について、全面的かつ継続的に支援するよう要望します。

【現状と課題】

(1) 放射性物質の吸収抑制技術の早期確立

- 農産物については、平成 23 年度から国の試験研究機関などで吸収抑制技術の試験が実施されており、大豆栽培では、カリの施用により放射性セシウムの吸収を抑制できることが判明しているが、土壌条件などで差があるなど不明な点が依然として多い。
- 平成 25 年 3 月に「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン案」が国から提示され、放射性物質の影響を防ぐほだ木・ほだ場の管理方法は示されたものの、きのこの放射性セシウム吸収抑制技術の実用化には至っていない。

(2) 放射性物質の吸収抑制対策の経費支援

- 大豆、そばの対策経費については、平成 25 年度は東日本大震災農業生産対策交付金（放射性物質の吸収抑制対策）が措置された状況。平成 26 年度以降も継続した措置が必要。
なお、平成 24 年度は国による支援が無く、対策経費は生産者が東京電力株式会社へ損害賠償請求しているが、支払われていない状況。
- 国が示した「原木きのこ栽培管理ガイドライン案」を早期に正式なものとするとともに、ガイドラインの実施により予想される新たな経費負担に対し、国による継続した支援が必要。

【県担当部局】 農林水産部 農産園芸課、林業振興課

《 要 望 事 項 》

6 農林漁業者等に対する損害賠償の確実な実施

- (1) 賠償請求翌月・全額支払いなど迅速かつ十分な損害賠償金の支払いと賠償請求時の証憑類の簡素化について、東京電力株式会社を指導するよう要望します。
- (2) 弁護士報酬等の損害賠償対策協議会の損害賠償請求活動に要する経費について、生産者や生産者団体等に負担が生じることのないよう措置することを要望します。
- (3) 大豆の放射性物質の吸収抑制対策に要する経費について、本県全域を損害賠償の対象とするよう東京電力株式会社を指導することを要望します。
- (4) 農林水産物の放射性物質検査や牧草地の除染、ほだ木処分など、放射性物質の影響を受けた生産者の支援のために県及び市町村が負担している経費について、速やかに国が全額負担した上で、国が東京電力株式会社に請求する制度を創設し、県及び市町村の財政負担を解消するよう要望します。

【現状と課題】

(1) 迅速かつ十分な損害賠償金の支払い等

- J Aグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策県協議会による請求の一部については、請求額の50%相当額が翌月に支払われている(仮払い)が、本賠償までは数ヶ月を要している。また、個別請求については仮払いがなされていない。
- 森林組合系統東京電力原発事故林産物損害賠償対策岩手県協議会への賠償金の支払いは、5~6ヶ月を要している。
- 上記のとおり、請求から支払いまで数カ月を要しており、農家の資金繰りに悪影響を及ぼしている状況。

(2) 損害賠償対策協議会の損害賠償請求活動に要する経費

- J A損害賠償対策県協議会の損害賠償請求活動に要した経費(17,775千円)については、東京電力(株)に請求することとしているが、東京電力(株)は賠償の態度を明らかにしていない状況であり、J A損害賠償対策全国協議会と東京電力(株)の間で交渉中。

(3) 大豆の放射性物質の吸収抑制対策に要する経費

- 県では、基準値を超える放射性物質を含む大豆が生産されることを防止するため、平成24年5月、生産者に対して本県全域を対象にカリ肥料を用いた吸収抑制対策を行うよう指導。
- これに伴う生産者の追加的経費(約7,700万円)について、平成25年1月、J A損害賠償対策県協議会が東京電力(株)に対して賠償請求したが、東京電力(株)は本県全域を賠償の対象とすることに難色。

(4) 生産者支援のため県及び市町村が負担している経費

- 生産者支援のため県や市町村が負担している経費(平成23年度分と平成24年度一部)として、東京電力(株)に6億8千万円を請求。牧草地の除染やほだ木の処分、ほだ場の環境整備などの生産者支援の取組は複数年に及んでおり、県や市町村の財政負担は拡大している。

【県担当部局】農林水産部 農林水産企画室

14 復興特区制度の柔軟な運用

《 要 望 事 項 》

1 復興特区制度の柔軟な運用

被災地域における迅速かつ着実な復興の実現に向け、規制・手続等の特例、税・財政・金融上の支援等を含む復興特区制度の有効な活用を図るため、制度の柔軟な運用を図るとともに、計画作成に係る事務手続の一層の簡素化等を図るよう要望します。

【現状と課題】

1 復興産業集積区域の税制特例の適用等

- 産業集積区域における税制特例の適用対象事業者を指定できる期間は、震災特例法により平成 28 年 3 月 31 日までと規定されており、本県復興計画の期間と比較しても短い期間に限定。
- 新規立地促進税制については、指定を受ける事業年度に一定額以上の設備投資を行うことなど、様々な要件を全て満たす必要があり、この特例を活用できる事業者は限定。

2 国における復興推進計画の審査

- 復興推進計画に定める事項は、東日本大震災復興特別区域法第 4 条第 2 項、同法施行規則第 4 条及び復興特別区域基本方針に定められているのみであり、計画審査における国の裁量が大きい状況。
- このため、審査過程で度重なる修正や緻密な追加作業を求められるなど、過度の事務負担が生じている状況。

【県担当部局】復興局 総務企画課

15 災害廃棄物等の処理に向けた支援

《 要 望 事 項 》

1 災害廃棄物由来の復興資材の利用促進

- (1) 災害廃棄物としての処理を完了した復興資材の早期利用が進むよう調整するとともに、技術的・財源的にも支援するよう要望します。
- (2) 復興資材について、復興工事で利用されるまでの一時保管や運搬に係る経費について、十分な財源措置を講じるよう要望します。

2 災害等廃棄物処理事業国庫補助金の弾力的運用

災害廃棄物の処理に当たり、現在事務費とされている施工監理費用等については、災害廃棄物の処理事業と密接に関連しており不可分であることから、区分や算定率等を見直すなど不足を生じないよう必要な措置を講じることを要望します。

【現状と課題】

1 災害廃棄物由来の復興資材の利用促進

- 現行制度では、災害廃棄物を分別処理し復興資材化した時点で処理が完了したものとされ、それ以降の工程は補助対象外とされているが、実際には資材として利用されなければ終息しないものであり、かつ、災害廃棄物全体の約6割と大量に発生するものであることから、早期利用に向けた調整等が必要。
- 復興資材の生産と利用との間に時間的・地域的な差が生じた場合、復興資材の一時保管・維持管理や、保管場所から利用先への運搬が必要となるが、それらの経費に対する財源措置がないため、復興資材を先行して生産しておくことができず、災害廃棄物処理が遅延。

2 災害等廃棄物処理事業国庫補助金の弾力的運用

- 施工監理費用、施設解体に係る実施設計業務費用、仮置場返却に伴う土壌分析費用などは処理事業と密接に関連しており、本来事業費としてみなすべきところ、現行制度上、事務費として計上することとされているため、事業費に応じて一定の率で算定される事務費の補助の上限を超えてしまう市町村が生じる見込みであり、一般財源で負担しなければならない可能性。

【県担当部局】環境生活部 廃棄物特別対策室

16 最終処分場の新設等に対する支援

《 要 望 事 項 》

1 最終処分場の新設等に対する財政支援

公共関与による産業廃棄物最終処分場の代替となる処分場の整備費を補助するとともに、一般廃棄物最終処分場整備費について、財政支援を継続するよう要望します。

【現状と課題】

1 公共関与による産業廃棄物最終処分場の代替処分場整備に対する支援

- 産業廃棄物処理施設モデル的整備事業による補助を受け整備した本県の実績処分場は、災害廃棄物の埋立や放射性物質汚染対処特措法への対応により残余容量が減少し、新設が必要な状況。
- 同事業による施設整備は、施設の種類ごとに「都道府県ごとに1つに限る」と定められているため、現行制度上、本県は現処分場の代替施設の整備に対して補助を受けられないが、当該整備は東日本大震災津波や原子力発電所事故に対応するためであることから、例外的な対応が必要。

2 一般廃棄物最終処分場整備に対する支援

- 本県市町村は、循環型社会形成推進交付金事業により一般廃棄物最終処分場の整備を実施。
- 当該事業に係る地方負担分について、平成24年度は震災復興特別交付税により措置されたが、平成25年度以降の方針が明らかになっていない状況。
- 本県市町村は、放射線対策を行う必要があること、覆土量の増加により施設整備費が割高になっていることから、震災に係る廃棄物処分が完了するまでの間は、震災復興特別交付税による措置の継続が必要。

【県担当部局】環境生活部 資源循環推進課

17 直轄事業の着実な推進と地方負担の軽減

《 要 望 事 項 》

1 「復興道路等」の早期完成

三陸沿岸道路、東北横断自動車道釜石秋田線、宮古盛岡横断道路の復興道路等について、国の「東日本大震災からの復興の基本方針」に沿って着実に整備を進めるとともに、県の復興計画期間内である平成30年度までに全線完成するよう要望します。

2 津波対策のための防災施設等の早期復旧・整備

釜石港、大船渡港の湾口防波堤は、発災から5年以内（平成27年度末まで）の復旧の見通しが示されたところですが、久慈港湾口防波堤及び宮古港竜神崎防波堤についても、できる限り事業期間を前倒しの上、早期完成を図るよう要望します。

3 必要な予算の確保と体制強化

被災地の早期復旧・復興に必要となる予算を確実に確保し、被災地に重点投資するとともに、直轄事業をさらに推進するため、引き続き、マンパワーの確保等による体制強化を図るよう要望します。

4 直轄事業負担金に対する全面的な財政支援

復旧・復興に係る直轄事業負担金について、引き続き、全面的な財政支援を講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 復旧・復興に係る直轄事業負担金は、平成25年度予算までは震災復興特別交付税で全額措置されているが、平成26年度以降の取扱いが不透明。

《復旧・復興に係る本県の実直轄事業の状況（災害復旧を除く）》 (百万円)

	H23 第3次補正		H24 当初		H25 当初	
	事業費	直轄負担金	事業費	直轄負担金	事業費	直轄負担金
道路（復興道路等）	60,678	11,265	83,606	15,722	96,175	18,358
港湾（湾口防波堤等）	500	169	4,690	1,663	7,128	2,526

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室、道路建設課、港湾課

18 国営「復興祈念施設」の事業化と 高田松原津波復興祈念公園整備に係る全面的な財政支援

《 要 望 事 項 》

1 国営「復興祈念施設」の事業化

復興の象徴となる国営「復興祈念施設」を平成 26 年度に事業化し、県が陸前高田市に整備する高田松原津波復興祈念公園内に、公園の核としてふさわしい規模・内容として整備するよう要望します。

2 地元意見等の反映と国の体制強化

国営「復興祈念施設」の検討・実施に当たっては、平成 25 年 3 月に公表した「高田松原地区震災復興祈念公園のあり方に関する提言」の趣旨を踏まえるとともに、地域の意見を十分に取り入れながら進めるよう要望します。

また、地域と一体となった整備促進のため、国の体制強化を要望します。

3 復興祈念公園整備に係る全面的な財政措置と技術的支援

高田松原津波復興祈念公園の整備が完了するまでの間、復興交付金による全面的な財政措置と技術的支援を要望します。

【現状と課題】

1 国営「復興祈念施設」の事業化

- 国は、「復興祈念施設基本構想検討調査費」として平成 25 年度予算に 0.5 億円を計上し、基本構想の作成に向けた検討・調査を進めており、平成 26 年度の事業化に向け着実な推進が必要。

2 地元意見等の反映と国の体制強化

- 昨年度、有識者と陸前高田市民代表による「高田松原地区震災復興祈念公園構想会議」を開催。
- 平成 25 年 3 月、同会議が「高田松原地区震災復興祈念公園のあり方に関する提言」を公表。

3 復興祈念公園整備に係る全面的な財政措置と技術的支援

- 公園整備に係る概算事業費を約 100 億円と見込んでおり、その確保が課題。
- 公園用地は、陸前高田市のまちづくり事業で発生する残土の仮置き場として想定しているため、公園の早期事業化が必要。

【県担当部局】 県土整備部 都市計画課

19 災害復旧事業の事業期間延長と適切な予算配分

《 要 望 事 項 》

1 災害復旧事業の事業期間延長と適切な予算配分

災害復旧事業は、まちづくり等の進捗に応じて実施する必要があることから、事業期間の延長とともに、事業期間に応じた適切な予算配分をするよう要望します。

【現状と課題】

- 通常、災害復旧事業の予算措置は発災から3年までに行われるが、東日本大震災津波に関する災害復旧事業は、概ね5年での完了を目指しているところ。
- しかし、まちづくり計画等に関連する災害復旧事業は、住民との合意形成や事業用地の取得を要するまちづくりの進捗に合わせて実施する必要があることから、更なる事業期間の延長が必要。

《参考 急傾斜地崩壊防止施設の例》

＜県内の状況＞

災害査定箇所数	完了箇所数 (H24年度末)	まちづくり等との調整 による廃工予定箇所数	未着工の箇所数※ (H25.4月時点)
16箇所	5箇所	7箇所	4箇所

※まちづくり等との調整により、事業期間の延長が見込まれる工区。

＜具体例＞

陸前高田市高田地区の急傾斜地崩壊防止施設の災害復旧工事は、平成30年度完了予定の土地区画整理事業区域に隣接しているため、まちづくりの進捗に合わせた調整が必要。

【県担当部局】 県土整備部 砂防災害課、港湾課

20 復興のため新たに必要となる交通安全施設等の整備事業に関する財政措置

《 要 望 事 項 》

1 地方負担の軽減

東日本大震災津波からの復興に必要な交通安全施設等整備事業に要する経費は、多額の県の負担を必要とすることから、震災復興特別交付税の交付等により県の負担を軽減するよう要望します。

また、今回の震災被害を教訓に、県全域の交通安全施設の防災機能を強化することから、その整備に要する経費について、震災復興特別交付税の交付等により県の負担を軽減するよう財政措置を要望します。

【現状と課題】

- 東日本大震災津波からの復興に必要な交通安全施設等整備事業に係る国庫補助金取扱要綱では、通常の国庫補助事業と同様に補助金の交付額が補助事業の事業種別ごとに定める数量、単価等を基準として算定した所要額に10分の5を乗じた額とされており、交通安全施設の整備に当たり多額の県の負担を要することから、県の負担を軽減する国の全面的な財政措置が必要。
- 今回の震災で県全域が長時間にわたり停電し、信号機が滅灯したことは、震災直後の避難や緊急的な活動に大きな影響を与えたことに鑑みて、甚大な被害を受けた沿岸被災地域だけでなく、県全域で交通安全施設の防災機能強化の対策が必要。
- 沿岸被災地域の交通安全施設については、国の財政措置により防災機能の強化が図られたものの、沿岸被災地域以外の交通安全施設の防災機能強化に係る事業は、通常の国庫補助事業であるため整備に多額の県の負担を要することから、県の負担を軽減する国の全面的な財政措置が必要。

【県担当部局】警察本部 交通規制課

21 広域防災拠点整備に対する財政支援

《 要 望 事 項 》

1 広域防災拠点整備に対する財政支援

本県では、東日本大震災津波の教訓を踏まえて、大規模災害時に支援拠点となる広域防災拠点の整備を進めていますが、既存施設の活用に加え、新たな施設等の整備も必要となることから、整備に要する財政支援を要望します。

【現状と課題】

- 本県では、東日本大震災津波の災害対応検証を踏まえ、広域的な大規模災害に対応可能な防災体制を構築するため、平成 25 年 2 月に、広域的な応急復旧活動の拠点となる広域防災拠点整備に関する基本的な考え方を定めた「岩手県広域防災拠点整備構想」を策定。
- 構想では、広域防災拠点の整備について、県内の既存施設の活用を基本としているが、備蓄倉庫や通信設備など新たな施設や設備の整備も必要であり、多額の事業費を見込んでいるところ。
- また、構想では、災害応急対策に必要な機能を集約した新たな防災拠点施設の整備について、中長期的な課題に位置付けた上で引き続き検討を進めていくこととしており、新たな防災拠点施設の整備には、用地確保や施設整備に、より多額の事業費を要すると見込んでいるところ。

《参考 1：既存施設の活用を前提とした本県の広域防災拠点整備までのスケジュール》

年 度	実 施 項 目
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域防災拠点整備計画（広域防災拠点配置市町村や活用施設、広域防災拠点の運用方針等を盛り込んだ計画）の策定 ○ 整備計画策定のための各種調査や検討の実施
平成 26 年度～27 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域防災拠点の整備（既存施設を活用する広域防災拠点として、その運用に支障が生じないように、通信設備等を整備）

《参考 2：広域防災拠点整備に要する事業費見込み》

① 既存施設を活用して整備する場合の事業費見込み（概算）

備蓄倉庫や通信設備等の整備には、同等施設の例から 1 箇所当たり 5～7 千万円程度を見込んでおり、県内に整備する広域防災拠点（後方支援拠点）を 4 箇所とした場合、全体事業費として 2～3 億円程度と試算。

② 新たな防災拠点を整備する場合の事業費見込み（概算）

新たな防災拠点を整備した他県の例では、施設建設等の事業費として、概ね 50～60 億円程度を要しているところ。

【県担当部局】総務部 総合防災室

22 いわて花巻空港と名古屋圏を結ぶ 航空路線の維持・拡充

《 要 望 事 項 》

1 いわて花巻～名古屋小牧路線の維持・拡充に向けた全面的支援

本県と名古屋圏を結んでいる「いわて花巻～名古屋小牧路線」の維持・拡充に向け、継続的かつ全面的な支援を行うよう要望します。

【現状と課題】

- 平成23年5月からFDA（フジドリームエアラインズ）によって運行されている「いわて花巻～名古屋小牧路線」は、本県の経済・産業面での回復や、世界遺産に登録された平泉をはじめとする本県の観光振興にも大変寄与しており、東日本大震災津波からの復興に向け非常に重要なものであることから、当該路線の維持・拡充に向け国の全面的な支援が必要。

《いわて花巻～名古屋小牧路線の旅客数累計及び利用率の推移》

年度	旅客数累計	利用率
H22*	11,955 人	56.9%
H23	31,525 人	64.9%
H24	79,665 人	66.1%

※いわて花巻空港～中部国際空港（JAL）の実績（4,5月）

【県担当部局】 県土整備部 空港課

23 被災者の生活再建に対する支援

《 要 望 事 項 》

1 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大と手厚い支援

(1) 応急仮設住宅の維持経費等への支援

応急仮設住宅に係る維持経費や応急仮設住宅団地内の生活環境整備に要する経費を災害救助法に基づく救助の適用範囲とするなど、救助に要する経費の全てを対象とするとともに、全額国庫負担による支援を行うよう要望します。

(2) 応急仮設住宅の供与期間の延長

ア 応援職員宿舎等として一時的に活用している応急仮設住宅について、災害救助法に基づく応急仮設住宅としての供与期間の延長を認め、災害救助費の対象とするよう要望します。

イ みなし仮設住宅も含めた応急仮設住宅の供与期間の延長に伴い、団地の集約や民間賃貸住宅の貸主の事情等により、被災者が他の応急仮設住宅へ転居せざるを得ない場合の移転費用を、災害救助費の対象とするよう要望します。

(3) 応急仮設住宅の空き住戸の活用の拡大

応急仮設住宅の空き住戸について、社会福祉施設等の業務に従事する応援職員の宿舎としての一時的な活用を認めるよう要望します。

(4) 用途廃止した応急仮設住宅の解体撤去費への支援

用途廃止した応急仮設住宅の解体撤去に係る経費について、国による支援を行うよう要望します。

【現状と課題】

(1) 応急仮設住宅の維持経費等への支援

- 現行制度では、実施できる救助が限定されており、地域の状況にきめ細かく対応した迅速かつ適切な救助が難しい状況。また、災害救助費の国庫負担率が救助費総額に応じて変動するため、県財政に相当の負担が発生。

《具体例》

- ・ 買取りによる応急仮設住宅に係る維持経費
(雨漏り、給排水の水漏れ・つまり、給水凍結等の修繕等)
- ・ 応急仮設住宅の設備の保守管理及びコミュニティ確保対策のための施設整備
(ベンチ、プランター、遊具等)

(2) 応急仮設住宅の供与期間の延長

- 被災者が入居していない団地は、応援職員宿舎として活用する場合であっても、用途廃止又は市町村へ払下げを行い、災害救助法に基づく仮設住宅としては廃止しなければならない状況。
- 応急仮設住宅の団地の集約や、民間賃貸住宅の貸主の事情等により、被災者がやむを得ず他の応急仮設住宅へ転居する場合であっても、被災者が移転費用を負担しなければならない状況。

(3) 応急仮設住宅の空き住戸の活用の拡大

- 空き住戸については、入居希望者が現れるまでの期間に限り、他の自治体からの応援職員、地元自治体等からの要請や委託を受けて活動するボランティア等の宿泊利用が可能とされているが、社会福祉施設等の業務に従事する応援職員は対象となっていない状況。

(4) 用途廃止した応急仮設住宅の解体撤去費への支援

- 用途廃止した応急仮設住宅を市町村等が活用する場合、市町村等が多額の解体撤去費用を負担しなければならない状況。

【県担当部局】復興局 生活再建課

《 要 望 事 項 》

2 被災者生活再建支援制度の拡充

広範囲にわたる甚大な被災状況に鑑み、被災者の住宅再建が十分に図られる支援額に増額するとともに、半壊世帯も対象とするなど支援範囲を拡大するよう要望します。

【現状と課題】

- 現行制度では、全壊の場合、被災者生活再建支援金の支援額の上限は300万円であるが、住宅再建には不十分。

例：1,000万円の住宅を建てる場合

- ① 住宅取得に係る経費 1,000万円
 - ② 支援制度による補助等 515.3万円
[内訳] 利子補給、新築補助(バリアフリー・県産材) 115.3万円、
被災者生活再建支援金 300万円、被災者住宅再建支援事業 100万円
- ①－②＝484.7万円(被災者自己負担額)

- 支給対象は、全壊(半壊解体含む)又は大規模半壊した世帯であるが、半壊世帯においても住宅再建のために多額の資金が必要。

【県担当部局】復興局 生活再建課

《 要 望 事 項 》

3 個人の二重債務解消に向けた支援

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」による債務整理の成立件数が低調に推移していることから、現行制度の効果的な運用や、法整備を含む新たな仕組みの構築など、個人の住宅ローン等に係る二重債務問題の解決に向け、国による積極的な支援を行うよう要望します。

【現状と課題】

- 個人の住宅ローン等に関する二重債務問題については、その返済や新たな借入れが困難な状況であり、被災者の生活再建に大きな障害。
- 平成23年8月から「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用が開始されたが、債務整理成立件数は低調に推移していることから、制度の目的・内容等に係る被災者への周知と債務整理の促進が大きな課題。

・債務整理成立件数（H25.5.2現在）⇒ 330件（うち岩手県分 86件）

【県担当部局】復興局 生活再建課

《 要 望 事 項 》

4 慎重な消費税増税の最終判断及び税率が引き上げられた場合の住宅取得に係る消費税負担に対する措置

消費税増税の最終判断に当たっては、被災地の経済実態を的確に把握した上で、慎重に判断するよう要望します。

仮に税率を引き上げる場合は、被災者の住宅取得に当たっての消費税負担について、取得の妨げとならないよう実効性のある措置を講じることを要望します。

【県担当部局】政策地域部 政策推進室

24 災害公営住宅の整備に係る 用地取得造成事業等の実施期間の延長

《 要 望 事 項 》

1 実施期間の延長

災害公営住宅の整備に係る用地取得造成事業及び災害復興型地域優良賃貸住宅整備事業について、平成26年度以降も引き続き事業が実施できるよう、実施期間の延長を要望します。

【現状と課題】

- 災害公営住宅の整備に係る用地取得造成事業及び災害復興型地域優良賃貸住宅整備事業の実施期間は、現行制度では平成25年度までとされているが、本県では、地形的制約により建設候補地が限られているほか、用地取得の難航、マンパワー及び資材不足等の課題が複合的に発生しており、今年度内の完了が困難。

《災害公営住宅の整備に係る事業実施状況》

①災害公営住宅整備事業の実施見込み
全体整備予定 5,972 戸（うち平成 26 年度以降完成予定 5,048 戸 ） ※平成25年5月末時点（今後の住民意向調査等で戸数が追加される可能性）
②災害復興型地域優良賃貸住宅整備事業による住宅供給見込み
平成 26 年度以降整備予定 600 戸 （国費 1,050 百万円）

《参考》

「岩手県住宅復興の基本方針(H23.10月)」で定める復興住宅の供給計画(恒久的住宅の想定供給戸数)

区 分	想定供給戸数	対象事業等
①公営住宅	約 4,000～5,000 戸	災害公営住宅整備事業
②民間賃貸住宅等	約 3,000～3,500 戸	災害復興型地域優良賃貸住宅整備事業 等
③民間持家住宅	約 9,000～9,500 戸	被災者生活再建支援制度等の活用

【県担当部局】 県土整備部 建築住宅課

25 復興交付金による低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業（個人設置型）の基準額の引上げ等

《 要 望 事 項 》

1 国が負担する基準額の引上げ及び助成対象経費の拡充

被災者が高台等へ移転する際に、移転先の汚水処理手法の違いにより、汚水処理施設の設置に係る個人負担額に差が生じることから、その軽減を図るため、国の助成基準額を引き上げるとともに、浄化槽の流入管及び放流管などの排水設備を助成対象経費とするよう要望します。

【現状と課題】

○ 県内の状況

- ・ 復興交付金で浄化槽を整備している自治体は9市町村。
- ・ 県及び市町村は、個人負担が少ない市町村設置型を検討しているが、復興事業本格化によるマンパワー不足のため、発注監督業務や使用料徴収事務など新たな業務が生じる市町村設置型の導入は困難。（8市町村が個人設置型を実施。）
- ・ 市町村は個人負担軽減のため、個人設置型に独自の嵩上げ補助を行っているが、財政負担が大きく、市町村設置型との差額の解消には至っていない。
- ・ 県は、被災市町村の財政負担の軽減を図るため、市町村が独自に嵩上げ補助する額の1/2を補助。

《低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業の基本国費率 国庫助成基準額の1/2》

◆個人設置型（国庫助成基準額：設置費用の4割）

個人負担：6割	地方負担 1/2	国庫助成 1/2
---------	-------------	-------------

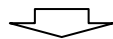
※通常型浄化槽設置の場合

2/3

1/3

◇市町村設置型（国庫助成基準額：設置費用の10割）

個人負担 1割	地方負担 12/30	国庫助成 1/2
------------	---------------	-------------



《現行（独自の嵩上げ補助で個人負担軽減）》

◆個人設置型（国庫助成基準額：設置費用の4割）

個人負担	県、市町村の 嵩上げ補助※	地方負担 1/2	国庫助成 1/2
------	------------------	-------------	-------------

※金額は市町村により異なる。

4割

《要望（国庫助成基準額を6割に引上げ）》

◆個人設置型（国庫助成基準額：設置費用の6割）

個人負担 8/60	嵩上げ補助 県 8/60 市町村 8/60	地方負担 1/2	国庫助成 1/2
--------------	-----------------------------	-------------	-------------

6割

市町村設置型と同等の個人負担軽減が可能に。

【県担当部局】 県土整備部 下水環境課

26 地域公共交通確保維持改善事業における 被災地事業の継続

《 要 望 事 項 》

1 特定被災地域公共交通調査事業の事業実施期間の延長

被災市町村における宅地造成や災害公営住宅の整備には相当の時間を要する状況であり、仮設住宅や仮設校舎等が相当程度解消されるまでは、引き続き、復興の進捗に応じた交通体系の見直しが必要であることから、事業実施期間を延長するよう要望します。

2 被災地域地域間幹線系統確保維持事業における「指定被災市町村」の指定継続

指定被災市町村では、補助路線の輸送量が依然低迷している状況にあることから、地域の生活交通確保のため、引き続き、全市町村を指定するよう要望します。

【現状と課題】

1 特定被災地域公共交通調査事業の事業実施期間の延長

- 被災市町村では、当該事業を活用しながら、仮設住宅交通等を確保しているところ。
- 当該事業の実施期間は、平成25年度までとされているが、被災市町村における嵩上げ等の宅地整備や災害公営住宅の整備には相当の時間を要する状況であり、今後も、まちづくりに合わせた生活交通を確保するための実証運行等が必要となることから、実施期間の延長が必要。

区 分	内 容
補助上限額	4,500万円(定額) ※ H25年度から引上げ(H24年度までは3,500万円)
事業内容	仮設住宅と病院、商店、公的機関の交通確保のための調査及び実証運行(公共交通利用実態調査、デマンドタクシーや乗合バスの実証運行等)
補助対象期間	最大3年間(H23～25年度)
導入市町村	【8市町村】 ※ 補助対象市町村：沿岸12市町村 宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村

2 被災地域地域間幹線系統確保維持事業における「指定被災市町村」の指定継続

- 幹線バス路線を維持するため、バス事業者に対し運行欠損額の補助が行われているが、指定被災市町村においては、平成23年度から27年度までの5か年間、補助要件緩和などの特例措置が講じられているもの。
- 指定被災市町村は、毎年度見直しのうえ指定され、指定を受けた市町村に関係する路線は、輸送量要件緩和等の特例措置の対象となるもの。(H25年度は、61路線のうち23路線が特例措置対象。)
- 平成26年度補助分については、既に県内の全市町村が指定されているところ。
※ 事前内定方式のため、翌年度の補助対象路線を前年度に内定するもの。
- 補助路線の輸送量は依然低迷しており、平成27年度も引き続き指定が必要。

【県担当部局】政策地域部 地域振興室

27 被災した事業者、労働者・離職者等への 総合的な就業支援

《 要 望 事 項 》

1 事業復興型雇用創出事業の事業期間の延長等

正規雇用の確保に時間を要することから、平成25年度末までとされている事業着手時期及び事業実施期間を延長するとともに、事業を継続して実施できるよう交付金の追加交付を要望します。

2 事業復興型雇用創出事業の要件緩和

再雇用された者も全て対象とするとともに、雇用時期が平成23年11月21日以前であっても対象とするよう、要件の緩和を要望します。

【現状と課題】

1 事業復興型雇用創出事業の事業期間の延長等

- 被災地における事業所の再開はかなり進んできているが、震災前の状態まで復旧した事業所は少なく、本格的な復旧にはなお時間を要する現状。
- まちづくり計画との関係から事業再開に期間を要する事業者が多数いるため、事業着手が平成26年度以降となることが想定。
- 今後、更に事業所の再開が本格化することにより、事業費に不足が生じることも想定。

2 事業復興型雇用創出事業の要件緩和

- 沿岸部では規模を縮小して事業再開せざるを得ず、再雇用を優先するため新規雇用が難しい状況。

[現行制度における要件]

- ① 平成25年度末までに事業を開始すること
- ② 助成金の対象となる再雇用者の割合は8割までに制限されていること
- ③ 雇用時期が平成23年11月21日以降に制限されていること

【県担当部局】商工労働観光部 雇用対策・労働室

28 医療提供施設や社会福祉施設等の 復旧・復興に向けた支援

《 要 望 事 項 》

1 医療提供施設の復興及び医療人材の確保に対する支援

- (1) 被災した医療提供施設の復興に向け、地域医療再生基金の設置期間の延長を図るなど、復興計画期間を通じて十分な財政措置を講ずるよう要望します。
- (2) 平成23年度に国庫補助を受けて整備した仮設診療所の財産処分に当たり、手続きの簡素化を図るなど、柔軟な取扱いとするよう要望します。
- (3) 地域医療の復興に当たっては、長期的かつ継続的に医師や看護師等の医療関係職員を確保することが重要課題であり、また、震災によるこころのケアをはじめとした新たな医療ニーズも生じていることから、医療人材の確保と確保に要する経費に対して十分な支援を行うよう要望します。

2 社会福祉施設の災害復旧に対する支援

- (1) 被災した社会福祉施設における災害復旧事業について、被災地における復興計画等を考慮し、新たなまちづくりを進める中で施設等を復旧するには期間を要することが見込まれることから、補助事業の実施期間の延長や被災地の実情に応じた弾力的な運用を図るよう要望します。
- (2) 安心子ども基金（保育所緊急整備事業）を活用した保育所等の新設整備において、技術者の不足や建設資材の価格高騰により、入札不調が生じており、事業の遅れが生じていることから、建設費用の高騰に合わせた補助基準額の見直しを行うよう要望します。

3 基金等を活用した取組に対する継続的な支援

震災からの復旧・復興に向けた取組を継続して実施していくため、安心子ども基金（保育所緊急整備事業）、介護基盤緊急整備等臨時特例基金、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（被災地における共生型福祉施設整備分）について、中長期にわたる制度として安定した財源の確保を図るよう要望します。

併せて、被災者のこころのケア対策、障がい者の地域生活及び障がい福祉サービスの安定した運営への支援を一層推進するため、これらの事業に対する補助制度を継続するよう要望します。

【現状と課題】

1 医療施設の復興及び医療人材の確保に対する支援

(1) 地域医療再生基金の設置期間の延長

- 医療機関の移転新築等の候補地が、かさ上げや区画整理等の対象となり、基金事業の実施期間である平成 27 年度までの移転新築等が困難な事例が出ていることから、基金事業の実施期間の延長（最低でも県の復興計画期間である平成 30 年度まで）が必要。

(2) 仮設診療所の財産処分

- 平成 23 年度に国庫補助を受けて整備した仮設診療所について、今後、廃止及び財産処分が本格化する見込みであるが、仮設診療所の運営にあっていた民間医療機関への有償譲渡については、個別に協議が必要。
- 特に、医療機器については、これまで仮設診療所で使用していた民間の医療機関に譲渡することが、地域における継続的な医療提供体制の確保につながることから、一定価格による有償譲渡が望ましい。また、1 か所あたり 15～20 種類に及ぶ医療機器の処分手続の迅速化を図るため、有償譲渡についても、包括承認事項として整理するなど簡素化が必要。

(3) 被災地における医療人材確保

- 即戦力医師招聘事業による招聘医師は平成 23 年度 24 人、平成 24 年度 25 人となっているが、今後も勤務を継続していくのか不透明。
- 平成 27 年度以降に予定されている沿岸部の被災した県立病院再建後の医師、看護師の確保見通しが不透明。
- 震災による精神医療等新たな医療ニーズに対応する医師、看護師等医療関係者の確保が必要。

2 社会福祉施設の災害復旧に対する支援

- (1) 地震津波被害に伴う災害復旧補助については、平成 23 年度から国庫補助協議を進めているが、建物全壊など甚大な被害を被った施設では、施設の復旧と共に移転を検討しており、用地の確保等に期間を要しており、未だ国庫補助協議を実施できない施設もあることから、復旧状況に応じた国庫補助協議の対応及び事業実施期間の延長が必要。

「原形復旧」の原則を柔軟に適用し、施設の移転や構造等の変更を認める形での復旧についても補助対象とするなど、被災地の実情に応じた弾力的な運用を図る必要。

- (2) 安心子ども基金（保育所緊急整備事業）は制度創設以来、補助基準単価の見直しが行われておらず、昨今の技術者の不足や建設資材の価格上昇による事業費の上昇が反映されていないため、補助事業等において入札不調が生じており、また、入札不調となっていない施設整備等であっても、資材価格の高騰等による超過分を補助事業者が負担している状況。

3 基金等を活用した取組に対する継続的な支援

- 基金の設置期限が平成 25 年度までとされ、また延長される場合であっても 1 年単位で行われることが多く、財源として不安定な状況であることから、中長期的な被災者支援の取組の見通しを立てることが困難。

【県担当部局】保健福祉部 健康国保課、地域福祉課、長寿社会課、障がい保健福祉課、児童家庭課、医療政策室

29 国民健康保険制度等における被保険者に係る 一部負担金の免除及び保険料の減免に対する財政支援

《 要 望 事 項 》

1 一部負担金（利用者負担）の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度等において、被災した被保険者及び保険者等の状況を踏まえ、一部負担金（利用者負担）の免除及び保険料（税）の減免に要した費用について、平成24年9月末までの特別の財政措置と同様の十分な財政支援を講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 住家の全半壊など一定の要件に該当する者の一部負担金の免除及び保険料（税）の減免措置について、減免に要した費用を全額（10/10）国が補填する特別な財政支援が平成24年9月末で終了し、平成24年10月1日から既存の特別調整交付金の仕組み（基準を満たした場合に8割を支援）に変更。
- 県では、一部負担金の免除措置に対する財政支援については、被災者の医療及び福祉サービス（介護・障害）を受ける機会の確保に努める必要があることから、県内全市町村において平成24年10月以降も引き続き免除措置が講じられるよう、財政支援を実施。

【県担当部局】 保健福祉部 健康国保課、長寿社会課、障がい保健福祉課

30 教育の復興に対する支援

《 要 望 事 項 》

1 学校・公立文教施設の復旧整備

被災地における建築資材や人件費の高騰により、新築復旧に係る国庫補助単価と実工事単価とが乖離していることから、地方の超過負担が生じることのないよう、補助単価の引上げなど適切な財政措置を講じるよう要望します。

また、公立社会教育施設の災害復旧に係る財政措置を継続するよう要望します。

併せて、仮設校舎等に係る用地のリース料についても、復興交付金制度等の対象とするよう要望します。

2 児童生徒の心のサポートに対する支援

被災により心にダメージを受けた児童生徒の心のサポートについては、中長期的な取組が必要であることから、引き続きスクールカウンセラー（臨床心理士）等の派遣等に要する経費について、全面的な支援を行うよう要望します。

3 復興教育の取組への支援

郷土を愛し、その復興・発展を支える人材を育てる復興教育の考え方に基づいた教育活動を全県で進めていくため、引き続き各学校の取組推進に要する経費の財政支援を行うよう要望します。

4 教職員の確保等

被災した児童生徒の心のサポート及び学習支援等に対応するため、教職員の中長期的な加配措置を継続するよう要望します。

【現状と課題】

1 学校・公立文教施設の復旧整備

- 被災地における建築資材や人件費の高騰により、新築復旧に係る国庫補助単価と実工事単価とが乖離しており、地方の超過負担が多額に及ぶことが懸念。

《具体例》 ※公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助単価は学校施設を準用

施設名	国庫補助単価 (A)	実工事単価 (B)	乖離額 (C) (B - A)	超過負担額 (C × 延床面積)
船越小学校 (校舎) (延床面積 2,570 m ²)	151,600 円/m ²	240,846 円/m ²	89,246 円/m ²	229,362 千円
高田高等学校 (屋体) (延床面積 1,263 m ²)	142,000 円/m ²	247,273 円/m ²	105,273 円/m ²	132,960 千円

2 児童生徒の心のサポートに対する支援

- 平成 24 年 9 月に実施した「心とからだの健康観察」の結果では、133 千人余の児童生徒のうち 12.6%が教育的配慮を必要としている状況。
- 「スクールカウンセラー等の派遣」や「心とからだの健康観察」については、「緊急カウンセラー等派遣事業 (国委託事業)」により実施しているところであるが、阪神・淡路大震災の際においても、発災直後から数年間にわたり心の健康について教育的配慮を要する児童生徒が多くいたことを踏まえ、中長期的な支援が必要。

《スクールカウンセラー配置状況》

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
配置学校数	217 校	215 校	238 校
巡回型カウンセラー人数	5 人	8 人	11 人

※配置学校数は、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の合計

3 復興教育の取組への支援

- 「いわての復興教育」の全県的な推進のため、これまで、推進校の指定、教育プログラムの作成、副読本の作成などに取り組んでいるが、復興教育の着実な推進を図り、地域連携型の防災教育の展開など、さらなる特色ある復興教育活動の充実・発展を図るため、各学校の活動費に対する支援の継続が必要。

《いわての復興教育推進事業推進校の指定状況》

平成 24 年度	平成 25 年度
134 校	154 校

※小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の合計

※25 年度は指定見込数

4 教職員の確保等

- 平成 23 年度から、文部科学省からの震災加配を活用し、児童生徒の心のサポートや学習支援等、人的支援が必要な学校に対し教職員を配置。
- 震災後しばらく経ってからの発症が予想される心的外傷性ストレス障害 (PTSD) 等への対応のため、中長期的な加配措置の継続が必要。

《教職員の加配措置状況》

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
235 人	227 人	237 人

※小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の合計

【県担当部局】教育委員会事務局 教育企画室、学校教育室、生涯学習文化課、教職員課

31 復興事業に伴う埋蔵文化財調査への財政支援

《 要 望 事 項 》

1 復興事業に伴う埋蔵文化財調査への財政支援の拡充

現行の埋蔵文化財緊急調査事業では、調査量の増大に伴い被災市町村及び県の財政的負担も増加することに鑑み、復興交付金制度を継続して活用できるようにするよう要望します。

【現状と課題】

- 復興交付金の基幹事業である埋蔵文化財緊急調査事業は、復興事業の本格化に伴い引き続き実施する必要がある。
- 平成28年度以降も復興関連発掘調査事業が見込まれるものの、復興交付金の事業期間は、制度要綱に基づき平成27年度までとされていることから、復興交付金制度の継続が必要。

【県担当部局】教育委員会事務局 生涯学習文化課

32 復興支援活動を行うNPO法人等への支援の継続

《 要 望 事 項 》

1 NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業の継続

平成26年度以降も「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」を継続するとともに、事業実施に当たっては、地域の実情に合わせた対応ができるよう柔軟に運用することを要望します。

【現状と課題】

- 平成23～24年度は、新しい公共支援事業によりNPO法人等への活動費助成(10/10)を行ったが、同事業は平成24年度限りで廃止され、内閣府では「復興支援活動を行うNPO法人等への支援」という新たなスキームで被災3県を対象とする新規事業を措置。
内閣府は、来年度も事業を継続する意向であるが、現状では単年度事業として措置されている状況。
- NPO法人等の行う復興支援活動は年間を通じて実施されているが、現行制度上は補助事業者の決定及び契約までの間の活動に対し助成できないことにより、NPO法人等の活動にも影響が生じており、年度当初に遡及して適用するよう求められている状況。
については、年度当初から活動できるよう制度の柔軟な運用が必要。

【県担当部局】 政策地域部 NPO・文化国際課

33 水産業の復旧・復興支援

《 要 望 事 項 》

1 漁業と流通・加工業の一体的な再生

- (1) 漁業生産の早期回復を図るため、地域に必要な生産関連施設等の復旧・整備への支援を継続するとともに、担い手の確保・育成と漁業経営の安定化に向けた取組への支援を拡充するよう要望します。
- (2) 水産業を支える流通・加工業者の事業再開を促進するため、水産流通加工施設等の復旧・整備への支援を継続するとともに、販路の回復・拡大ための取組への支援を拡充するよう要望します。

【現状と課題】

1 生産関連施設等の復旧・整備への支援等

- 本県水産業の復興に向け生産の再開が進みつつあるが、引き続き、漁船、養殖施設、水産業共同利用施設等の復旧・整備が必要。また、震災の影響や高齢化等による漁業就業者の減少が懸念されることから、新規就業の促進や漁業経営の安定化に向けた取組が必要。

《施設復旧割合(平成24年度末)》

漁船	約7割
養殖施設	約6割

《生産再開割合》

定置網漁業操業再開	約8割
養殖ワカメ生産量(平成25年春)	約7割

2 水産流通加工施設等の復旧・整備への支援等

- 県が実施した被災事業所復興状況調査(平成25年2月)によると、水産加工業者が抱える課題として、主に「売上の減少や利益率の低下」や「取引先数の減少」が挙げられている状況。

《参考：拡充の基礎となる国の既存事業》

要望事項	国の既存事業
担い手の確保・育成	漁業復興担い手確保支援事業
漁業経営の安定化	漁業・養殖業復興支援事業(がんばる漁業・養殖)
販路の回復・拡大	加工原料等の安定確保取組支援

【県担当部局】農林水産部 水産振興課

《 要 望 事 項 》

2 漁港等の復旧・整備

- (1) 東日本大震災津波からの復旧・復興のためのまちづくりとして地方公共団体が決定した海岸保全施設の新設に係る地方負担分について、東日本大震災津波の災害復旧事業と同様の財政措置を継続するよう要望します。
- (2) 災害復旧事業について、事業期間の延長、設計変更等の更なる要件緩和や柔軟な運用、事務手続の簡素化等を図るよう要望します。
- (3) 平成23年1月の冬期風浪により被災した施設の災害復旧事業については、東日本大震災津波の災害復旧事業と一体的な復旧が必要なことから、東日本大震災津波の災害復旧事業と同様に、制度の柔軟な運用、事務手続の簡素化を図るとともに、事故繰越となった場合においても同様の措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 海岸保全施設の新設に係る財政措置の継続

- 整備する防潮堤高が高くなったこと等により、12地区で防潮堤の新設が必要。
- 平成26年度以降の事業費は概ね117億円であり、県及び市町村の負担が増大。

2 災害復旧事業に係る柔軟な運用等

- 事業地区数が膨大であり、全ての復旧工事の完了に5ヵ年程度要すると想定。
- 設計変更協議が相当数あり、1件あたり数十ページに及ぶ協議資料作成の業務量が膨大。
- 成功認定検査等の手続において、資料作成や現地対応等のための業務量が膨大。

3 冬期風浪により被災した施設の災害復旧事業に係る対応

- 当該施設の災害復旧は、東日本大震災津波の災害復旧と一体的に行う必要があるが、制度の運用や手続等について震災特例が適用されず、設計変更協議や成功認定等の業務量が膨大。
- 東日本大震災津波の災害復旧と一体的に行うことから事故繰越となっており、県等の財政負担が増大。

【県担当部局】農林水産部 漁港漁村課

34 農業・農村の復旧・復興支援

《 要 望 事 項 》

1 農業生産基盤の早期復旧と農村再興に向けた支援措置の充実

- (1) 災害復旧事業の計画変更の要件緩和や残事業費調査の省略など、事務手続きを簡素化するよう要望します。
- (2) 農地海岸保全施設の災害復旧事業について、他省庁所管の海岸保全施設と同様に実施設計等に要する経費を全額補助対象とするよう要望します。

2 被災した土地改良区に対する支援制度の継続

未だ多くの被災農地で営農が再開できない状況にあることから、事業終期が設定されている「東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業」及び「被災土地改良区復興支援事業」の平成 26 年度以降の継続実施を要望します。

【現状と課題】

1 農業生産基盤の早期復旧と農村再興に向けた支援措置の充実

- (1) 国との協議が必要な計画変更の案件（工事費の増減 30%以上等）が多いことや、現地で再査定を行う残事業費調査の実施に伴い、資料作成や現地調査など多大な業務が発生。
- (2) 海岸保全施設災害復旧事業の実実施設計等の費用について、国土交通省・水産庁所管施設では国庫補助の対象となっているが、農林水産省農村振興局所管施設は対象とされておらず不公平。これまでに要した費用（約 70 百万円）は全額県が負担しており、過重な財政負担。

2 被災した土地改良区に対する支援制度の継続

- 国は、被災した土地改良区を支援する 2 つの事業を、平成 25 年度を終期として実施中。

被災土地改良区復興支援事業	被災土地改良区の機能回復に対し支援 (仮設事務所設置、機器・流失書類の復旧等)
東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業	被災農用地、施設に係る土地改良事業農家負担金の償還利息相当額を助成

- 被災農家の営農再開は一部にとどまっており、沿岸部の被災土地改良区は運営経費や償還金の財源となる賦課金を徴収できない状況。

【県担当部局】農林水産部 農村計画課

35 海岸防災林の復旧・整備

《 要 望 事 項 》

1 海岸防災林の復旧・整備への支援

がれき撤去後や海岸保全施設完成後でなければ復旧に着手できない海岸防災林について、復旧事業が完了するまでの間、植栽に係る震災復興特別交付税措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 海岸防災林の復旧に係る植栽については、平成 24、25 年度とも県負担分に対し震災復興特別交付税措置がなされているが、復旧事業が完了するまでの間、継続して措置が必要。

《海岸防災林別復旧計画》

(単位：地区)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	計
着手	1	3	6	8	5			23
完了			3	6	8	4	2	23

【県担当部局】農林水産部 森林保全課

36 被災企業等への支援策の拡充

《 要 望 事 項 》

1 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の拡充等

グループ補助にはまだまだ多くの需要があることから、平成 26 年度以降も事業を継続するよう要望します。

また、既に交付決定した事業者についても、複数年度にわたって事業が円滑に実施できるよう、制度面で柔軟に対応することを要望します。

さらに、要件の緩和や個々企業の施設設備に対する補助制度の創設など、小規模企業に対する支援策を拡充するよう要望します。

2 二重債務問題解決のための支援策の継続等

被災事業者の二重債務問題の解決に向け、引き続き債権買取支援等が行われるよう、当分の間、産業復興相談センター事業の継続を要望します。

また、国の制度である小規模企業者等設備導入資金についても、金融機関からの借入金と同様に債権買取（償還免除）が行われるよう、関連法令の改正を要望します。

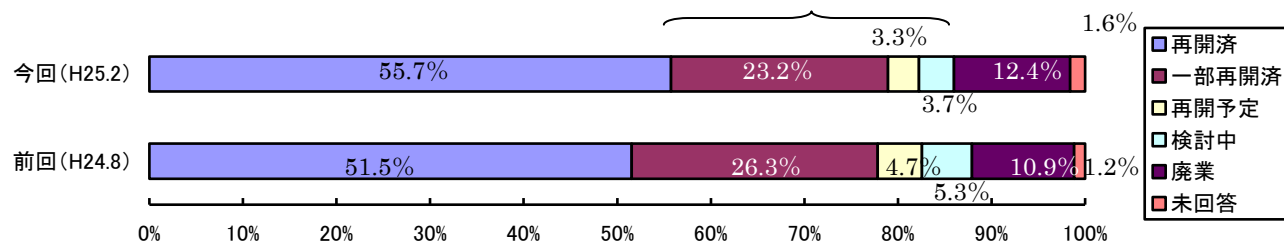
【現状と課題】

1 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の拡充等

- 本格復旧が平成26年度以降とならざるを得ない事業者も少なくない中、国からは26年度以降の事業継続について意向が示されていない状況。
- 平成24年度中に事業が完了しない事業者については、明許繰越、事故繰越などにより平成25年度に継続して事業実施できるよう措置されているが、25年度の取扱いについては不明確。
- 地域の基幹産業や雇用・経済規模の大きな企業群、我が国経済のサプライチェーン上重要な企業群であることなどが主な補助要件とされているが、小規模事業者にとっては厳しい要件。

《被災事業者の再開状況》

一部再開を含め約30%（545社）の企業に継続的な支援が必要



《グループ補助金の申請・交付決定状況（平成25年3月末累計）》

公募	申請G	事業者数	申請金額	決定G	事業者数	決定金額
1次	51	339社	545億円	8 (22Gを再編)	116社	77億円
2次	35	263社	334億円	3	28社	49億円
3次	46	387社	362億円	19 (積み増し)	151社 (95)	202億円 108億円
4次	43	929社	255億円	18 [追加]	434社 22社	133億円 7億円
5次(前半)	12	180社	75億円	12	131社	69億円
5次(後半)	33	423社	114億円	25	228社	98億円
6次	8	85社	10億円	7	49社	9億円
合計	228	2,606社	1,695億円	95	1,159社	752億円

2 二重債務問題解決のための支援策の継続等

- 産業復興相談センター事業の継続には運営費など国の予算措置が必要であるが、国からは継続の意向が示されていない状況。

《産業復興相談センターの支援状況（平成25年5月末累計）》

相談企業数	左記のうち主な対応			債権買取等 支援に向けた 検討・作業中
	債権買取	長期返済猶予	新規融資	
429	61	31	17	38

- 小規模企業等設備導入資金助成法では、当該資金の貸付を受けた設備が滅失した場合は償還免除されるが、災害による売上減少などの損失があったとしても当該設備自体に被害のない事業者には免除されないため、当該資金と金融機関の借入金とで取扱いが異なり公平性を欠いている状況。

37 仮施設の移設及び撤去費用への財政支援

《 要 望 事 項 》

1 移設及び撤去費用への財政支援

中小企業基盤整備機構で整備された仮施設は市町村に移管され、その後の管理や撤去は市町村の責任で行うこととされていますが、復興住宅や道路などの復興事業の本格化により施設を撤去せざるを得ない状況が生じていること、また仮施設数が膨大で将来の撤去費用が大きくなることから、財政力の弱い被災市町村の過重負担とならないよう、復興交付金事業計画の基幹事業や効果促進事業の対象とするなど、国において十分な財政支援を行うよう要望します。

【現状と課題】

- 仮施設とはいえ基礎や仕様が強固なことから、想像以上に撤去費用がかかる見込み。
- 県内に設置されている340の仮施設全ての撤去費用は相当額になると見込まれることから、移管された市町村にとってはその費用確保が大きな課題。

《 県内の仮施設整備状況（平成25年5月15日現在） 》

エントリー数	事業開始箇所	(区画数)	左のうち完成
353	351	(1,767)	340

《 県内の仮施設撤去見込み（平成25年4月10日現在） 》

平成25年度 撤去見込み箇所数	撤去理由		
	公共事業	地主意向	その他
7	4	2	1

【県担当部局】 商工労働観光部 経営支援課

38 JST復興促進センターの継続設置及び復興促進プログラムの拡充

《 要 望 事 項 》

1 継続設置及び復興促進プログラムの拡充

東日本大震災からの復興支援を目的として設置されたJST復興促進センターによる「JST復興促進プログラム」について、被災地企業の復興の取組はこれから本格化し、中長期に渡る継続的な取組が重要であることから、同センターを継続して設置するとともに、同プログラム（特にマッチング促進）の新規採択枠を拡充するよう要望します。

【現状と課題】

1 JST復興促進センターの継続設置

- 独立行政法人科学技術振興機構JST復興促進センターによる「JST復興促進プログラム」は、被災地企業の復興を加速する極めて重要な取組。
- 被災地では、本格的な復興の取組はこれからという企業が多く、なりわいの再生には中長期に渡る継続的な取組が重要であることから、センターの設置及び復興促進プログラムの実施を継続することが必要。

2 復興促進プログラムの拡充

- 被災地企業からは、復興促進プログラムのうちマッチング促進のニーズが高く、平成24年度は多くの企業が申請したが、予算枠の制限から採択率は4割程度にとどまっている状況。

《 JST復興促進センター盛岡事務所におけるマッチング促進の採択状況（平成24年度） 》

相談件数	申請件数	採択件数	採択率
213件	133件	56件	42%

※マッチング促進：同センターのマッチングプランナーが、被災地企業のニーズと大学等の研究シーズをマッチングし、産学共同研究を支援

【県担当部局】 商工労働観光部 科学・ものづくり振興課

39 観光復興に向けた支援策の拡充

《 要 望 事 項 》

1 沿岸地域の誘客促進への支援

震災学習を中心とした新たな観光地づくりや二次交通の拡充など、沿岸地域への誘客促進の取組に対し、新たな補助制度の創設を含め総合的な支援を講ずるよう要望します。

2 海外からの誘客促進への支援

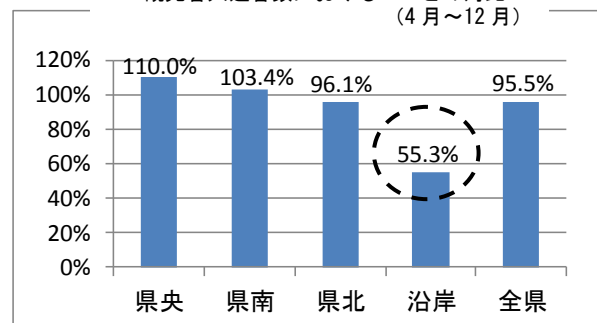
国内に比べ回復の遅い海外からの誘客を促進するため、引き続き正確な情報を発信するとともに、誘客促進の取組に対し、新たな補助制度の創設を含め総合的な支援を講ずるよう要望します。

【現状と課題】

1 沿岸地域の誘客促進への支援

- 観光客入込数は、県全体では概ね震災前の水準に回復しているもの、被災した沿岸地域は震災前の約半数にとどまっている状況。
- 本県は県土が非常に広く、二次交通が不十分であり、内陸から沿岸地域への観光客の誘導が進んでいない状況。

H24 観光客入込数における H22 との対比
(4月～12月)



2 海外からの誘客促進への支援

- 海外では未だに放射能の風評被害が根強く、観光客の回復スピードが遅い状況（外国人観光客入込数は、震災前の半数に満たない状況）。

【県担当部局】 商工労働観光部 観光課

40 国際リニアコライダー（ILC）の誘致

《 要 望 事 項 》

1 国際リニアコライダー（ILC）の誘致の推進

素粒子・エネルギー研究拠点の中核となる ILC の日本誘致を国として正式決定するとともに、国内候補地に北上山地が選定された場合には、ILC 東北実現に向けて必要な調査費を措置するよう要望します。

【現状と課題】

- 本県の北上山地が有力な候補地になっている「国際リニアコライダー（ILC）」は、世界最先端の素粒子研究施設であり、これを核として、国内外の研究者が居住する国際学術研究都市の形成と、関連産業の集積等を図ることが、世界に開かれた東北の復興につながるものである。

《 ILC をめぐる動き 》

- ・ 平成 24 年 12 月に ILC 設計報告書（TDR）が完成、平成 25 年 2 月 ILC 建設に向けた国際新組織（LCC・LCD）を結成、同 2 月に超党派議員連盟が再編成（河村建夫会長）されたところ。
- ・ 欧州高エネルギー物理学将来構想素案（正式決定 6 月）に、日本の ILC ホストを歓迎する旨が盛り込まれるなど、諸外国から日本への ILC 建設の期待や支援が表明され、日本立地に向け好機となっている状況。
- ・ ILC の国内候補地の一本化については、研究者で組織する ILC 立地評価会議が①科学技術上の評価、②社会・経済上の立地評価を行い、国際レビューを経て、国内候補地を決定すると言われているところ。
- ・ 下村文科大臣記者会見（1/18）、安倍総理施政方針演説（2/28）、代表質問での答弁（3/4・5）、麻生財務大臣予算委員会答弁（3/13）等において、ILC に関する前向きな発言があったものの、日本として誘致の意向については正式に表明していない状況。
- ・ このようなことから、国内候補地の一本化の暁には、①候補地の詳細な地質調査・環境アセスメント調査、②国際研究所受入れに向けた立地調査等が必要。

【県担当部局】 政策地域部 政策推進室

41 いわて三陸国際海洋再生可能エネルギー研究拠点 の構築

《 要 望 事 項 》

1 いわて三陸国際海洋再生エネルギー研究拠点の構築

平成 25 年 4 月 26 日に閣議決定された「海洋基本計画」に掲げる海洋再生可能エネルギー利用技術開発と被災地の産業基盤強化を図るため、本県において海洋再生可能エネルギーの研究開発を推進するとともに、企業等が行う洋上風力発電施設等の研究開発や整備に対する補助制度を創設するよう要望します。

また、海域利用における利害調整等に国が関与する仕組みを構築するよう要望します。

【現状と課題】

1 本県での海洋再生可能エネルギーの研究開発の推進（日本版 E M E C の設置）

- 県では震災前から、三陸の海の資源である海洋エネルギーを生かし、新産業・雇用創出と地域振興を図るための海洋エネルギー開発プロジェクトの誘致などに取り組んできたが、この取組は、被災地の復興において一層重要であると認識。

2 企業等が行う洋上風力発電施設等の研究開発や整備に対する補助制度の創設

- 本県沿岸北部は、遠浅な海底地形と豊富な風力エネルギーを生かした着床式洋上ウィンドファームの実現を目指し、地元漁業者や発電事業者等と課題解決に向けた研究会活動を行っているが、事業化には調査費や建設費など多額の費用が必要であり、企業等にとっては大きなリスク。

3 海域利用における利害調整等に国が関与する仕組みづくり

- 海洋再生可能エネルギー開発・導入における海域利用に際しては、漁業、船舶航行、港湾利用などの既存利用者との調整が必要であるが、沖合では、市町村や県といったエリアにこだわらない利用者がいるため、自治体単位での調整には限界。

《参考：海洋基本計画について》

- 海洋基本法(平成 19 年)に基づき策定される海洋政策の基本指針であり、海洋に係る産業の振興・創出、安全確保、情報の一元化と公開、人材育成、海域の総合的管理等についての具体的な取組を規定。
- 5 年単位で見直されるもので、今般の見直しでは海洋再生可能エネルギー開発による国内産業育成について充実。

【県担当部局】 商工労働観光部 科学・ものづくり振興課

42 三陸沿岸復興のための東北マリンサイエンス拠点形成事業の継続・拡充及び海洋研究拠点の形成

《 要 望 事 項 》

1 東北マリンサイエンス拠点形成事業の継続・拡充

「東北マリンサイエンス拠点形成事業」による海洋・水産関係の研究は、復興を目指す地元の漁業者等とも密接に連携して実施され、研究成果が地域に還元されるなど、復興事業として大きく貢献していることから、同事業の確実な継続及び一層の拡充を要望します。

2 三陸沿岸への総合的な海洋研究拠点の形成

本県三陸沿岸に立地する海洋研究機関は未だ復旧しておらず、研究環境として十分な状況にないことから、引き続き国による支援を要望します。

また、三陸沿岸は海洋や水産に関する絶好の研究フィールドであることから、国内外の研究者が集積できる総合的な研究拠点の整備を要望します。

【現状と課題】

1 東北マリンサイエンス拠点形成事業の継続・拡充

- 同事業による海洋・水産業の研究成果が地域に還元されるなど、復興事業として大きく貢献している一方、海洋環境・生態系の回復や漁業水産業の復興には長い時間を要することから、同事業の確実な継続が必要。

2 三陸沿岸への総合的な海洋研究拠点の形成

- 本県沿岸の海洋関連研究機関は、いずれも甚大な被害を受けており、施設等の早急な復旧による研究機能の充実が必要。（東京大学大気海洋研究所(大槌町)、北里大学海洋生命科学部(大船渡市)、同大学感染制御研究機構釜石研究所(釜石市)、水産総合研究センター東北区水産研究所(宮古市)）
- 被災した研究機関の復旧に加え、国内外の研究者が三陸沿岸をフィールドとした研究が行えるような拠点化が必要。



【県担当部局】 商工労働観光部 科学・ものづくり振興課

43 再生可能エネルギー導入促進に向けた支援

〈 要 望 事 項 〉

1 電力系統の接続制約等の改善に向けた施策の展開

- (1) 電線や変電所など送配電網を増強するための施策を展開するなど、連系可能エネルギーを拡大するための施策を講ずるよう要望します。
- (2) 非常時に再生可能エネルギーを最大限活用し、一定地域内で既設の送配電網を活用した電力供給が可能となるよう、発送電分離を含む送配電網の運用の仕組みを見直すことを要望します。

2 規制・制度改革の一層の推進と復興特例としての被災地での早期実現

- (1) 風力発電事業等において、農林漁業の健全な発展と再生可能エネルギー設備の設置が共存できるよう、改革の一層の推進や、復興特例として被災地での早期実現を要望します。
- (2) 風力発電事業等に係る環境アセスメントの簡素化・迅速化に係る対策が早期に実現するよう要望します。

3 再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業の期間延長等

基金事業の期間の延長を行うとともに、当該補助事業と固定価格買取制度との併用を可能とするよう要望します。

【現状と課題】

1 電力系統の接続制約等の改善に向けた施策の展開

- 再生可能エネルギーを活用した発電を実施する事業者等は、一般電気事業者（東北電力等の電力会社）の送配電網に接続する必要があるが、送電線等の容量が小さい地域で複数の大規模発電計画が存在する場合、再生可能エネルギーを活用した電力を送配電網へ接続することが困難となる事例が発生。
- 長期間かつ大規模な停電時に、再生可能エネルギー発電設備を既設の送配電網に連系し、一定地域内に電力供給を行うことは、現在の送配電網の運用ではできないため、発送電分離を含む送配電網の運用の仕組みの見直しが必要。

2 規制・制度改革の一層の推進と復興特例としての被災地での早期実現

- 例えば、本県における風力発電は、北上高地を中心とした地域に設置計画の案件が多いが、転用規制地域内である可能性が高い状況。
- 風力発電設備は、発電設備の規模に比較して狭い土地に設置が可能であるとともに、観光資源としての活用や、売電収入シェアによる地元への貢献など、地域振興に寄与する事例も多いことから、農林漁業の健全な発展と再生可能エネルギー発電設備の設置が共存できる環境整備が必要と認識。
- 国においては「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（平成24年4月3日閣議決定）に基づき検討が進められているが、再生可能エネルギー利用推進の観点から、規制・制度改革の一層の推進が必要。

3 再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業の期間延長等

(1) 基金事業の期間延長

- 環境省は、「東日本大震災からの復興の基本方針」に掲げる集中復興期間である平成23年度から平成27年度までの5年間を基金事業の実施期間としているところ。
- 甚大な被害を受けた本県沿岸地域では、復興まちづくりに係る面的整備を進めた上で、防災拠点に対し当該基金による設備導入が行われることから、復興の進捗状況に合わせた期間の設定が必要。さらに、再生可能エネルギーに対する関心の高まりにより、資材調達が困難となる事例が生ずるなど、期間中に防災拠点への設備導入が十分に行われない可能性。

(2) 基金事業と固定価格買取制度との併用

- 環境省は、固定価格買取制度を利用する場合、発電した電力は一定価格で買い取られるため、発電設備設置者側に一定のインセンティブが働くことを理由に、基金事業による補助制度と固定価格買取制度の併用はできないとしている。
- しかし、設備導入後の維持管理など、設備設置者が後年に必要とする費用負担を勘案し、併用を可能としたうえで、導入促進を図ることが必要。

【県担当部局】環境生活部 環境生活企画室

【要望項目】～その他省庁別要望事項～

【内閣府】

- 1 大規模災害時に、応援部隊の活動拠点や援助物資の搬出拠点等となる広域防災拠点の整備
- 2 地域防災力向上支援補助事業について、孤立地域以外の避難所、防災拠点への衛星携帯電話の配備や、通話料等に係る経費など、国庫補助対象となる範囲の拡大
- 3 避難場所への階段等の整備や、避難所への水、食料等の備蓄に関する財政支援
- 4 被災地における女性の悩み・暴力相談事業の継続実施
深刻化、複雑化する悩みを抱える女性からの相談に対応するため、被災地における女性の悩み・暴力相談事業を継続して実施すること

【総務省】

- 1 被災団体に対する財源措置等の充実
 - (1) 旧市町村単位等に設置されている支所・出張所の被災に係る復旧に対して財政措置を講じること
 - (2) 将来の本庁舎、支所庁舎建設費用に対する財源措置を講じること
- 2 消防体制の充実強化に対する財政支援
 - (1) 消防救急無線のデジタル化に係る緊急防災・減災事業債の平成 26 年度以降の継続
 - (2) 消防団の通信手段確保のための更なる財政支援
 - (3) 消防団員の処遇改善や装備品の充実に対する財政支援の拡充
 - (4) 県や各市町村が震災関連業務を円滑に行うため「被災者支援システム（仮称）」を導入する経費に対する財政支援
 - (5) 消防防災施設・設備災害復旧費補助金について
 - ・平成 26 年度以降の継続
 - ・被災前の規模、機能にとらわれない復旧を可能とする補助要件の緩和
 - ・被災した消防団屯所の移転に伴う用地費を対象とする補助対象経費の拡大
 - (6) 自主防災組織が行う防災活動に対する財政支援
 - (7) 避難環境の整備に対する国の全面的な財政支援
- 3 復興に向けた ICT 利活用のための支援
人口減少や少子高齢化が進んでいる被災地域における ICT の利活用を全国の地域課題解決のモデルケースとするため、集団移転や新たなまちづくり等を行う地域における ICT 利活用による創造的な復興を実現するための支援制度の拡充と次年度以降の継続支援を講ずること
- 4 AMラジオ及びFMラジオの難聴解消のための支援
今回の震災により、停電時でも使用できる「災害時のメディア」として注目された AM・FM ラジオについて、災害時において確実に情報収集手段が確保できるよう難聴を解消するための国による財政支援を講ずること
- 5 被災地における地上デジタル放送の受信環境整備への支援
住民が、今回の震災に起因して住居を地上デジタル放送が受信できない高台等に移転する場合に生じる受信環境整備に必要な経費については、集団移転事業等のほか自主的に移転する住民も含め、国費で負担すること
また、受信環境整備については、地域の実情に合わせ、住民や市町村に過度の負担を課すことのないよう、制度の弾力的な運用を講ずること
- 6 集団移転・新たなまちづくり等に伴う情報通信利用環境の整備
被災地域では、復興の進捗状況が異なることから、集団移転や新たなまちづくり等に合わせた行う、超高速ブロードバンド、携帯電話、地上デジタル放送及びラジオ放送等の通信・放送基盤等の整備について、平成 26 年度以降も全面的な財政措置を講ずること

【文部科学省】

- 1 日本私立学校振興・共済事業団既往融資資金の免除又は猶予等を図ること
- 2 公立大学法人による被災学生への授業料等減免に対する財源措置
公立大学法人が被災学生に対して授業料等の減免を行った場合、県が追加交付する運営費交付金について、平成 26 年度以降も財源措置を講ずること
- 3 被災した高等教育機関等の再建
国公立大学をはじめとする被災した高等教育機関及び試験研究所の再建・維持存続のための国による全面的な財政支援
- 4 国際科学技術研究拠点の形成
三陸地域をフィールドとした防災・減災に関する学術的・実践的な研究を行うとともに、その成果の活用・展開及び情報発信、災害の記録・記憶の後世への継承などを総合的に推進するための拠点の整備
- 5 被災した幼児児童生徒の就学に対する支援
被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金制度を、就学支援を必要とする幼児児童生徒が解消されるまで継続実施すること
- 6 高校授業料無償化の継続・拡充
 - (1) 高校授業料の無償化については、被災地生徒の就学支援及び保護者の財政支援の観点からも現行制度を継続するとともに、公立高等学校授業料不徴収交付金の拡充を図ること
仮に所得制限を導入する場合であっても、東日本大震災の被災県については、保護者の経済的負担が増加しないよう、当分の間、所得制限対象から除外するなど配慮し、義援金や年金等を所得から除外するなどの特例措置を設定すること
 - (2) 高等学校等就学支援金については、低所得世帯の受給者の割合が高く、経済的に負担が大きいことから、保護者負担が生じないよう加算金支給額を増額するなど、制度を拡充すること
- 7 被災児童のための放課後の安全・安心な居場所の確保に対する継続的かつ全面的な財政支援を行うこと
- 8 被災した高校生及び大学生等を対象とした給付型の奨学金制度を創設すること
- 9 大学入試センター試験について
 - (1) 大学入試センター試験については、平成 25 年度試験に引き続き、当面の間、岩手県立釜石高校及び岩手県立大船渡高校を会場として実施すること
 - (2) 大学入試センター試験の検定料について、平成 25 年度試験に引き続き、当面の間、被災した生徒については全額免除を継続すること
- 10 芸術文化活動への支援
被災地における文化芸術活動の早期復興を図るための取組（巡回公演の実施、芸術家等指導者の派遣、民俗芸能団体の備品修復支援等）に広く活用できる補助金等を措置すること
- 11 国立岩手山青少年交流の家を継続的に国で運営するなど、被災地の青少年の体験研修機会が確保されるよう配慮すること
- 12 放射線影響対策への支援
 - (1) 児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向け、放射性物質汚染対処特措法が施行されたことに伴う、指定地域と指定地域外における対応方法について具体的に明示するとともに、除染等に要する経費について全面的な財政支援を行うこと
 - (2) 学校における放射線量等の測定並びに測定機器の維持（校正費用等）に係る必要な経費に対する財政支援を講ずること

【文化庁】

- 1 被災地域の文化財修復に係る国庫支出金制度交付率のかさ上げ及び国庫補助対象外の文化財への交付対象範囲を拡大すること

【厚生労働省】

- 1 水道施設災害復旧費補助制度の柔軟な運用
復興計画を勘案した水道施設の災害復旧事業について、特例的に協議設計の手法により事業を実施しているところであるが、単純な機能の復旧にとどまらない防災対策を講じた施設整備や、復興を円滑に推進するための工事発注・施工管理業務についても補助制度が適用できるよう、柔軟な運用を行うこと
- 2 被災児童のこころのケアや健全育成支援
 - (1) 財政支援の充実
被災児童に対するこころのケアや相談支援、安心、安全な遊びの機会を提供する取組を継続するため、安心こども基金等による長期的な財政支援を図ること
 - (2) 医師確保の支援
子どものこころのケアの継続的な取組に必要な児童精神科医や子どもの健康を支えている小児科医、産科医など、本県の医師確保に対する支援を行うこと
 - (3) 職員の確保及び派遣の継続
震災に伴い増加した業務に対応する児童相談所の負担を軽減するため、児童福祉司や児童心理司の増員ができるよう財政措置を講ずるとともに、他県等からの職員派遣を継続するための支援を図ること
- 3 生活福祉資金貸付制度の貸付原資及び人件費、事務費に対する手厚い支援
東日本大震災津波からの本格復興を迎えるに当たり、被災者等からの貸付需要の増加が見込まれる生活福祉資金の貸付原資に対する全額国庫負担を継続するとともに、貸付及び償還事務の増大に伴う人件費や事務費に対する財政支援を継続して行うこと
- 4 被災した介護保険施設等の入所者の受入れに係る特例措置の継続
被災した全ての施設が未だ復旧していないことから、被災者の受入れにおける定員超過利用及び介護報酬算定の特例措置を当分の間継続すること
- 5 被災市町村国保の保険料（税）の収入減少分の財政補てん
被災した被保険者の所得減や資産の減少に伴う保険者の保険料（税）の減収に対し、十分な財政補てん措置を講ずること

【農林水産省】

- 1 被災農林漁業者等に係る制度資金の特例措置の継続と二重債務問題解決のための支援策の継続
 - (1) 制度資金の特例措置の継続
被災農林漁業者等の農林漁業経営の再建は未だ途上にあることから、制度資金に係る利子助成、保証料を負担する際の助成、償還期限及び据置期間の延長等の特例措置を継続すること
 - (2) 二重債務問題解決のための支援策の継続
被災農林水産業者等の二重債務解消に向け、引き続き債権の買取支援等を継続すること

【林野庁】

- 1 森林組合の機能回復等への支援
地域林業の中核的担い手となる森林組合の事業推進機能の早期回復・強化を図るため、事務所の整備への支援を行うこと
- 2 被災農林漁業者等に係る制度資金の特例措置の継続と二重債務問題解決のための支援策の継続
 - (1) 制度資金の特例措置の継続
被災農林漁業者等の農林漁業経営の再建は未だ途上にあることから、制度資金に係る利子助成、保証料を負担する際の助成、償還期限及び据置期間の延長等の特例措置を継続すること
 - (2) 二重債務問題解決のための支援策の継続
被災農林水産業者等の二重債務解消に向け、引き続き債権の買取支援等を継続すること

【水産庁】

- 1 漁船等の早期供給に向けたメーカー等への働きかけ
発注した漁船や漁業資材の供給の一部に未だ遅れが生じていることから、引き続き、造船メーカー等製造元に対して早期に供給するよう働きかけること
- 2 被災農林漁業者等に係る制度資金の特例措置の継続と二重債務問題解決のための支援策の継続
 - (1) 制度資金の特例措置の継続
被災農林漁業者等の農林漁業経営の再建は未だ途上にあることから、制度資金に係る利子助成、保証料を負担する際の助成、償還期限及び据置期間の延長等の特例措置を継続すること
 - (2) 二重債務問題解決のための支援策の継続
被災農林水産業者等の二重債務解消に向け、引き続き債権の買取支援等を継続すること

【経済産業省】

- 1 県・市町村が実施する災害復旧のための融資制度に対する助成（原資の提供、利子・保証料補給への助成（償還期間の猶予、償還減免））
- 2 中小企業高度化事業の貸付条件の緩和（大企業の出資割合、償還猶予期間の延長及び償還減免）
- 3 中小企業信用保険法の特例措置の改善（特別小口保険の限度額の引上げ）
- 4 東日本大震災復興緊急保証の適用期限（平成26年3月31日）の延長
- 5 被災中小企業施設・整備支援事業貸付（高度化資金）の貸付原資の増額及び貸倒損失を補填する基金造成額の増額（基金本体からの損失補填を含め柔軟な対応）
- 6 被災した商工会議所及び商工会に対する復興に係る組織体制強化に要する経費に対する補助制度の創設
- 7 事業協同組合や中小企業グループの復興に関する岩手県中小企業団体中央会の支援体制強化に要する経費に対する補助制度の創設
- 8 中小企業基盤整備機構が行う仮設施設整備事業の予算の確保
- 9 復旧に要する物資・資材の安定供給、適正な価格の維持、被災地への優先的な配分
- 10 物流インフラ等の事業環境の整備支援（港湾（仙台港、釜石港）の早期復旧、JR貨物輸送料及び港湾使用料の免除等）
- 11 沿岸地域の拠点事業所再建のため自治体が支出する補助金に対する財政措置
- 12 東北地域内で完結する生産体制の構築支援
 - (1) 自動車、半導体関連産業等の既存産業の高度化、新分野への進出及び研究開発拠点設置を目的とした建物・設備の新設・修繕等を行う企業に対する大型設備導入及び人材育成に関する直接的支援措置の創設・拡充
 - (2) 被災企業が作成する再建計画に基づく、主としてソフト部分に関する総合的な補助制度の創設
 - (3) 雇用創出のため自治体が負担する新規立地等促進補助金に対する財政措置
 - (4) 国税の減免（投資減税の創設）、及び地方税の減免に対する財政措置
 - (5) 地方税の申告・納期限の延長による地方税収入の減等に伴う地方自治体の減収に対する国の全面的な財政措置
 - (6) 「産業再生特区」における被災地の実情を踏まえた運用（産業集積区域及び業種の追加等）
- 13 被災企業向けの貸（仮設）工場整備支援
 - (1) 貸（仮設）工場の建設及び使用料等に対する中小企業高度化資金貸付事業の貸付条件の緩和（大企業の出資割合の拡大等）や補助制度等の創設
 - (2) 空き工場を利用して再建する場合の使用料等に対する補助制度の創設
- 14 災害に強い新しい社会環境づくり
 - (1) EV・PHV車のカーシェアリングや再生可能エネルギー活用充電インフラ施設整備など、最先端技術を導入した都市再生の実践を支援する補助制度の創設
 - (2) 不安定な出力の海洋再生可能エネルギーを東日本全体で平準化する超広域スマートグリッドの整備

- 15 輸出向け工業製品や食品等の放射線量検査証明に係る企業等の負担軽減のための所要の措置及び国内外に向けた的確な情報発信
- 16 知の資産と地域資源を生かした新たな産業の創出支援
コバルト合金や農林水産資源などの新素材、機能性素材等の研究開発と事業化への支援

【環境省】

- 1 国立公園施設の早期復旧
 - (1) 直轄事業による事業の促進
 - (2) 復旧整備における県・市町村への補助制度の創設
- 2 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく廃棄物の処理
 - (1) 放射性物質に汚染された廃棄物は、その汚染濃度に関わらず実効性のある処理スキームを明らかにし、国が責任を持って迅速かつ適切な処理を進めること
 - (2) 原子力発電所事故後に処理方法の変更や排ガスなどのモニタリング実施により新たに生じた費用について、全額国の負担とする財政措置を行うこと
 - (3) 畦畔草などの野焼きについては、廃棄物処理法第16条の2第3号で例外に認められているが、放射性物質に汚染された畦畔草などについて、引き続き野外焼却を可とするか否かの判断基準（科学的根拠）を明確に示すこと
- 3 除染実施計画の変更及び放射線量低減対策特別緊急事業補助金の事業の実施におけるサポート体制の充実
除染実施計画の変更及び放射線量低減対策特別緊急事業補助金の事業の実施において、事業内容の協議や計画区域内の国関係機関との協議等に時間を要していることから、国のサポート体制を充実し、除染実施市町の事務負担の軽減を図ること
- 4 野生鳥獣肉の放射性物質汚染に対応した個体数管理捕獲に対する財政支援の実施
野生鳥獣肉から基準値を超える放射性物質が検出され、食用目的の狩猟による捕獲圧が低下しているため、県が実施する特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数管理捕獲に対する財政支援を実施すること

【原子力規制委員会】

- 1 国による環境放射能モニタリング監視体制の整備・強化等
県内全域における降下物、土壌、河川、海洋等に係る環境放射能モニタリング監視体制の整備・強化や、国・県の空間線量率監視体制の統一的な運用、これらの結果や評価についての国民への丁寧な説明について、国の責任により確実に実施すること
- 2 広域での航空機モニタリング調査の継続実施
森林や農地等を含む県土全域での放射性物質の移動・減衰等状況の把握を目的とした、「汚染状況重点調査地域」指定県における、国による航空機モニタリング調査の定期的な実施